

第68回中小企業団体全国大会

決議経過報告 (Ver. 1)

平成29年4月

全国中小企業団体中央会

目 次

主な成果のあらまし	2
全国大会開催日以降の主要望活動一覧（全国中央会会長要望等）	7

<Ⅰ. 実感ある景気回復と中小企業の経営力の強化>

【総 論】

1. 国内需要の喚起と中小企業の経営力の強化	14
2. 中小企業組合制度等の改善・充実、中央会支援体制の強化	18
3. T P P対応、海外展開の推進	23
4. 公正な競争環境に向けた独禁法等の執行強化	25
5. 官公需対策による経営支援の強化	28
6. 熊本地震・東日本大震災等からの復興の加速化	31

<Ⅱ. 地域を支える中小企業の生産性の向上>

【各 論】

1. 中小企業に対する金融政策の拡充	39
2. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用対策の推進	43
3. 卸売・小売業、物流、サービス業の生産性向上	52
4. まちづくり・商業集積の強化、商取引の適正化	54
5. 中小製造業等の持続的発展の推進	57
6. 中小企業における職業能力開発の推進	63
7. 中小企業における職業能力開発の推進	69
8. 社会保障制度の見直し	72

※ 本決議経過は、一部を除いて、平成 29 年 3 月までの状況により取りまとめたものである。

主な成果のあらまし

第 68 回中小企業団体全国大会は、平成 28 年 10 月 19 日に、「いしかわ総合スポーツセンター」（石川県金沢市）において開催された。

大会は、約 2,500 名の中小企業団体の関係者が参加し、中小企業及び中小企業組合等の抱える諸問題に関する下記の項目について、決議が採択された。

I. 実感ある景気回復と中小企業の経営力の強化 【総 論】（総 合）

1. 国内需要の喚起と中小企業の経営力の強化
2. 中小企業組合制度等の改善・充実、中央会支援体制の強化
3. T P P 対応、海外展開の推進
4. 公正な競争環境に向けた独禁法等の執行強化
5. 官公需対策による経営支援の強化
6. 熊本地震・東日本大震災等からの復興の加速化

II. 地域を支える中小企業の生産性の向上 【各 論】

1. 中小企業に対する金融政策の拡充（金 融）
2. 中小企業の生産性の向上を図る税制の拡充（税 制）
3. 卸売・小売業、物流、サービス業の生産性向上（商 業）
4. まちづくり・商業集積の強化、商取引の適正化（商 業）
5. 中小製造業等の持続的発展の推進（工 業）
6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用対策の推進（労 働）
7. 中小企業における職業能力開発の推進（労 働）
8. 社会保障制度の見直し（労 働）

※上記（ ）内は、全国大会決議項目検討した専門委員会名。

本決議については、大会終了後、その実現のための要請活動を行った。

全国中央会大村会長等が政府、与党（自民党、公明党）及び民進党等の幹部と面会し、大会決議を要望した。

また、約 250 名に及ぶ国会議員に対し、大会決議を届け、その実現を強く申し入れるとともに、大村会長等役員が、以下のとおり陳情を行った。

決議に関連する主な成果の概要は、以下のとおり。

(1) 景気対策

平成 29 年度予算は、3 月 27 日に成立した。予算規模は 97 兆 4,547 億円と 5 年連続で過去最大となった。経済産業省関連としては、中小企業対策費 1,116 億円を含む一般会計で 3,420 億円、その他のエネルギー対策特別会計と特許特別会計を合算して、総額 1 兆 3,366 億円の予算となっている。また、別途、東日本大震災復興特別会計として 650 億円が計上されている。

また、民間の未来投資を喚起するため、呼び水となる政策を総動員する予算編成となっており、①「第 4 次産業革命」等を起点とする未来等と世界の知の活用、②中小企業等による内外需要開拓と地域未来投資、③世界経済不透明リスクの克服、④産業安全保障の抜本強化が謳われている。平成 29 年 2 月 28 日には、地域未来投資促進法案が閣議決定され、地域経済への波及効果が高い事業を業種によらずに支援するため、製造業のみならず、サービス業等の非製造業を含む幅広い事業や事業主体を対象とする支援措置が整備されることとなっている。

(2) 中小企業予算

中小企業対策費では、平成 28 年度補正予算で、「革新的ものづくり・商業・サービス業開発支援補助金」が 763.4 億円計上されるとともに、引き続き、小規模事業者持続化補助金が措置された。また、取引適正化を推進するため、中小企業取引対策事業費として前年度比 4 億円増の 13.9 億円等が計上されている。

なお、平成 29 年度当初予算での中小企業対策費は、政府全体で対前年度比マイナス 15 億円となる 1,810 億円（うち、経済産業省分としては 1,116 億円（対前年度比プラス 5 億円））となっている。

(3) 地方創生交付金等の拡充

平成 26 年末に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂が行われ、「総合戦略」に掲げられた基本目標や重要業績評価指標達成に向けた進捗状況を検証するとともに、政策パッケージ・個別施策について必要な見直しが行われた。地方が「自助の精神」をもって取り組むことが重要であり、引き続き、意欲と熱意のある地域の取組みを地方創生版三本の矢として情報、人材、財政の 3 つの側面から支援することとしている。

また、財政支援の矢の 1 つとして、平成 29 年度予算として地方創生推進交付金として 1,000 億円が計上されている。交付対象事業については、複数年度にわたり、継続的かつ安定的に支援するとともに、交付上限額やハード事業割合などの点に係る運用が弾力化されることとなった。

(4) 事業承継

中小企業庁では、全国中央会も参画する「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会」において、平成 28 年 12 月に「事業承継ガイドライン」をとりまとめた。ガイドラインでは、①事業承継診断の導入、②事業承継に向けた 5 ステップの提示、

③地域における事業承継を支援する体制の強化を示し、中小企業経営者が具体的に取りかかれるよう策定されている。

(5) 官公需

国等の平成 27 年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の目標金額を約 3 兆 9,568 億円、目標比率を 54.7%とし、契約実績は約 3 兆 6,316 億円、契約比率が 51.1%であった。

また、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ向上的な雇用関係の取扱い等について（試行）」が国土交通省土地・建設産業局建設業課長から地方整備局等建設業担当部長及び都道府県主管部局長宛に通知され、平成 28 年 6 月 1 日から適用となった。

(6) 熊本地震・東日本大震災等からの復興

被災した熊本県・大分県を対象に、中小企業等グループ補助金として平成 28 年度補正予算において 800 億円が計上され、第 3 次補正予算において 183 億円が追加で計上されるとともに、中小企業等グループの復興事業計画に基づき、施設復旧等の費用の補助が行われ、商業企業回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も補助される。

東日本大震災の復興に向けては、中小企業等グループ補助金が平成 29 年度予算で 210 億円計上された。

また、福島復興・創生に向け、福島イノベーション・コースト構想の一層の推進が図られるとともに、除染の推進や原子力被害事業者の支援も継続される。

(7) 中小企業金融

被災地向けの資金繰り支援や事業再生支援として、補正予算と合わせて 692 億円が計上されている。また、創業・事業承継支援事業費として、11 億円の新規措置が盛り込まれている。

平成 28 年 12 月、中小企業政策審議会金融ワーキンググループにおいて、信用補完制度の確立に向けて報告書がとりまとめられ、平成 29 年 2 月 28 日に中小企業信用保険法等の改正案が閣議決定された。報告書では、経営者とコミュニケーションを図りながら課題解決等を進め、事業の発展を促していくことが重要であるととともに信用保証協会の業務のあり方において、事業再生の促進のために柔軟に求償権放棄等に応じることが必要と明記された。

また、平成 29 年度予算として、商工中金による中小・中堅企業、地域資源を活用する企業連携体・組合に対する長期資金の支援措置が盛り込まれた。

(8) 中小企業・中小企業組合関係税制

賃上げ支援のための所得拡大促進税制の拡充、中小企業の設備投資を促進する税制の対象設備の拡大（介護支援ロボットや冷凍陳列棚等の器具備品、建物附属設備）、

中小法人及び協同組合の法人税の軽減税率の延長、事業承継税制の雇用要件の緩和と取引相場のない株式の評価方法の見直し、研究開発税制の控除率の引上げ、働き方改革を後押しする配偶者控除の見直しなど、中小企業がおかれている事業環境に配慮した改正内容となった。

また、組合関係税制では、協同組合の軽減税率の特例の2年延長、協同組合の貸倒引当金の割増特例の2年延長、協同組合の受取配当の益金不算入の特例措置等が実現した。

(9) まちづくり、商業

平成29年度当初予算において、人材育成並びに発掘・マッチング・定着を推進するための支援を行う「中小企業・小規模事業者人材対策事業」として、16.7億円が計上された。

また、「ふるさと名物応援事業」(13.5億円)、「地域・まちなか商業活性化支援事業」(17.8億円)を計上し、ハード・ソフトの両面で支援が行われるとともに、「地域の魅力発信による地方への誘客」を目的とした「広域観光周遊ルート形成促進事業」(16.12億円)、「観光地域ブランド確立支援事業」(2.05億円)、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」(2.7億円)が措置された。

加えて、「地域・まちなか商業活性化支援事業」として、17.8億円が計上され、公共的機能や買い物機能の維持・強化を図る商店街が行う各種サービスの提供に向けた取組みや、商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発等に対して支援を行う。

(10) 中小製造業

平成28年度補正予算として、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等の支援を目的とする「革新的ものづくり・商業・サービス業開発支援事業」(763.4億円)が実施されている。

平成28年9月、中小企業庁は、未来志向型の取引慣行に向けた「世耕プラン」を公表し、プランに盛り込まれた政策が着実に実行されてよう、平成28年12月には、①下請代金法の運用基準改正、②下請中小企業振興法の振興基準改正、③下請代金の支払条件改善に係る通達の見直しが行われた。

また、平成29年1月には、「中小企業・小規模事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック」と「事例集」の改訂が行われた。

加えて、平成29年度予算において、JETRO及び都道府県中小企業支援センター等を通じ、中小企業等の外国出願にかかる費用を助成する中小企業等外国出願支援事業が引き続き計上されている。

(11) 労働・雇用対策

同一労働・同一賃金については、全国中央会大村会長が働き方改革実現会議のメン

バーとして、ガイドライン策定に対する中小企業への配慮について意見陳述を行ってきた。

3月28日、とりまとめられた「働き方改革実行計画（案）」に対し、①「働き方改革」の必要性と重要性の国民への説明、②人手不足の解消につながるよう中小企業の働き方改革の後押し、③法改正の施行に当たっての中小企業への十分な猶予期間の設置等を要望した。

平成28年度の地域別最低賃金引上げ額については、加重平均25円と過去最高となり、平成28年10月20日までに全都道府県で発効した。

平成29年度の雇用保険料率は、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において、雇用保険積立金の残高等を踏まえた議論を経て、9/1,000に引き下げられることとなった（失業等給付6/1,000、二事業3/1,000）。

（12）外国人技能実習生

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」は、平成28年11月18日成立した。本法律では、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可制度について定められた。また、外国人技能実習生の対象職種の拡大、実習期間の延長（3年→5年）、受入れ人数枠の拡大等が図られることとなっている。

全国大会開催日以後の主な要望活動一覧(全国中央会会長要望等)

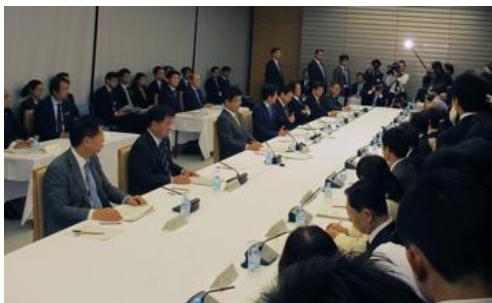
【平成 28 年】

10 月 20 日 加藤常務理事は、自民党「予算・税制等に関する政策懇談会」において、第 68 回中小企業団体全国大会決議を要望（山口泰明組織運動本部長、井上信治団体総局長、うえの賢一郎経済産業部会長、村井英樹・商工・中小企業関係団体委員長 他）



【要望する加藤常務理事】

10 月 24 日 大村会長は、総理官邸における「第 2 回働き方改革実現会議」において、中小企業の人手不足の緩和、更なる成長に向け必要な環境整備とその実現に向けて、意見陳述（安倍晋三内閣総理大臣、加藤勝信働き方改革担当大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、麻生太郎副総理兼財務大臣、世耕弘成経済産業大臣、石原伸晃経済再生担当大臣、松野博一文部科学大臣、石井啓一国土交通大臣、衛藤晟一内閣総理大臣補佐官 他）



【働き方改革実現会議】

10 月 25 日 大村会長は、公明党政策要望懇談会において、第 68 回中小企業団体全国大会決議を要望（井上義久幹事長、石田祝稔政調会長、斉藤鉄夫税制調査会長 他）



【要望する大村会長】

10 月 31 日 小正副会長「中政審第 6 回基本問題小委員会」において、中小企業等経営強化法の更なる支援措置の拡充、中小企業同士の取引条件整備の必要性等を意見陳述（松村祥史経済産業副大臣 他）



【挨拶される松村経済産業副大臣】 【小正副会長（右手前から 2 番目）】

11 月 1 日 高橋専務理事は、自民党「中小企業金融のあり方検討小委員会」において、信用補完制度見直しに関する意見陳述（山口泰明小委員長 他）



【山口小委員長（左）と村井英樹事務局長（右）】 【要望する高橋専務理事】

11 月 2 日 高橋専務理事は、公明党「経済産業部会」、「財政・金融部会」、「中小企業活性化対策本部」の合同会議において、信用補完制度見直しに関する意見陳述（高木美智代経済産業部会長、上田勇財政・金融部会長、赤羽一嘉中小企業活性化対策本部長 他）



【挨拶される高木会長と公明党の先生方】

- 11月15日 加藤常務理事は、「民進党経済産業部門会議」において、税制要望（田嶋要座長 他）



【挨拶される田嶋要座長】

- 11月15日 大村会長は、「公明党第4回働き方改革実現推進本部」において、働き方改革に係る意見陳述（石田祝稔政務調査会長、佐藤茂樹政務調査会長代理、梶屋敬悟政務調査会長代理 他）

- 11月16日 大村会長は、総理官邸における「第3回働き方改革実現会議」において、働き方改革の検討に当たり、意見陳述（安倍晋三内閣総理大臣、加藤勝信働き方改革担当大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、麻生太郎副総理兼財務大臣、石原伸晃経済再生担当大臣、松野博一文部科学大臣、世耕弘成経済産業大臣、山本幸三まち・ひと・しごと創生担当大臣 他）



【会議に出席した安倍総理、大村会長（右の写真中央）】

- 11月16日～18日 大村会長、高橋専務理事は、与党国会議員に対する税制要望（甘利明自民党税制調査会副会長、野田毅自民党税制調査会最高顧問、山口那津男公明党代表、井上義久公明党幹事長 他）



【甘利明自民党税制調査会副会長へ要望】【野田毅自民党税制調査会最高顧問へ要望】



【山口那津男公明党代表へ要望】



【井上義久公明党幹事長へ要望】

- 11 月 25 日 大村会長は、第 68 回中小企業団体全国大会決議を踏まえた「中小企業連携組織対策事業予算の拡充・強化」及び「商店街振興組合指導事業への予算措置等に関する要望」（山田啓二全国知事会会長（京都府知事）、古尾谷光男事務総長 他）



【山田会長(写真右)に要望する大村会長】

- 11 月 29 日 大村会長は、総理官邸における「第 4 回働き方改革実現会議」において、同一労働同一賃金などの非正規雇用の処遇改善について、意見陳述（安倍晋三内閣総理大臣、加藤勝信働き方改革担当大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、麻生太郎副総理兼財務大臣、石原伸晃経済再生担当大臣、石井啓一国土交通大臣、松野博文文部科学大臣、世耕弘成経済産業大臣 他）



【会議に出席した安倍総理、大村会長（手前右から 2 番目）】

- 12 月 9 日 大村会長は、経済産業省における「全国信用保証協会等代表者会合」において、公的金融の維持・強化について意見陳述（松村祥史経済産業副大臣 他）



【松村経済産業副大臣】



【意見陳述を行う大村会長】

- 12 月 12 日 大村会長は、与党国会議員に面会し、平成 29 年度税制要望実現謝意（野田毅自民党税制調査会最高顧問、後藤茂之税制調査会幹事、井上貴博経済産業部会副部会長、山口那津男公明党代表 他）

- 12 月 20 日 大村会長は、総理官邸における「第 5 回働き方改革実現会議」において、同一労働同一賃金の政府のガイドライン案について意見陳述（安倍晋三内閣総理大臣、加藤勝信働き方改革担当大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、麻生太郎副総理兼財務大臣、石原伸晃経済再生担当大臣、石井啓一国土交通大臣、松野博文文部科学大臣、世耕弘成経済産業大臣 他）

12月26日 大村会長、高橋専務理事は、甘利自民党税制調査会副会長に面会し、平成29年度税制要望実現謝意



【(右から) 大村会長、甘利先生、高橋専務】

12月26日 小正副会長は、「中政審第10回基本問題小委員会」において、「信用補完制度の見直しについて」、人材に関する議論等で意見陳述

2月1日 大村会長は、総理官邸における「第6回働き方改革実現会議」において、長時間労働の是正について意見陳述（安倍晋三内閣総理大臣、加藤勝信働き方改革担当大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、麻生太郎副総理兼財務大臣、石原伸晃経済再生担当大臣、石井啓一国土交通大臣、松野博文文部科学大臣、世耕弘成経済産業大臣 他）

2月14日 大村会長は、総理官邸における「第7回働き方改革実現会議」において、長時間労働是正、高齢者雇用について意見陳述（安倍晋三内閣総理大臣、加藤勝信働き方改革担当大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、麻生太郎副総理兼財務大臣、菅義偉内閣官房長官、石原伸晃経済再生担当大臣、石井啓一国土交通大臣、松野博文文部科学大臣、世耕弘成経済産業大臣 他）



【議長・安倍総理】



【大村会長（手前から二人目）】

2月22日 大村会長は、総理官邸における「第8回働き方改革実現会議」において、労働法制、支援措置の検討への配慮とともに長時間労働の是正や同一労働同一賃金の制度の施行への周知や準備のための期間や、生産性の向上、取引の適正化、労務管理負担の軽減などをパッケージにした中小企業支援策を講じるよう要望（安倍晋三内閣総理大臣、加藤勝信働き方改革担当大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、麻生太郎副総理兼財務大臣、石原伸晃経済再生担当大臣、石井啓一国土交通大臣、松野博文文部科学大臣、世耕弘成経済産業大臣 他）



【議長・安倍総理】

2月28日 大村会長、高橋専務理事等は、連合会館において、下請取引等の取引環境などについて意見交換（神津会長、逢見事務局長 他）



【神津連合会長と握手する大村全国中央会会長】

3月17日 大村会長は、総理官邸における「第9回働き方改革実現会議」において、取引先等の協力なしでは長時間労働の是正は実現できないことから、政府等のリーダーシップを強く求めるとともに、現行において残業規制の適用除外となっている業種への配慮、新たな制度の施行までの周知と準備のための十分な猶予期間等を要望（安倍晋三内閣総理大臣、加藤勝信働き方改革担当大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、石原伸晃経済再生担当大臣、石井啓一国土交通大臣、松野博文文部科学大臣 他）

3月28日 大村会長は、総理官邸における「第10回働き方改革実現会議」において、①「働き方改革」の必要性と重要性を広く国民にわかりやすく説明をすること、②人手不足の解消につながる中小企業の働き方改革の後押し、③中小企業における法改正施行までの十分な猶予期間の設置等を要望（安倍晋三内閣総理大臣、加藤勝信働き方改革担当大臣、塩崎恭久厚生労働大臣、麻生太郎副総理兼財務大臣、石原伸晃経済再生担当大臣、石井啓一国土交通大臣、松野博一文部科学大臣、世耕弘成経済産業大臣 他）



第68回大会決議に関する成果の詳細及び各項目別の現在までの経緯等は、以下のとおりである。

I. 実感ある景気回復と中小企業の経営力の強化

1. 国内需要の喚起と中小企業の経営力の強化

【要望事項】

1. 国内需要を喚起する果断な景気対策を実行すること。
 - (1) 経済の好循環が地方経済まで行き渡るよう、成長戦略を着実に実行すること。
 - (2) 内需拡大を図る「未来への投資を実現する経済対策」を早期に実行すること。
 - (3) 平成 29 年度予算編成に当たっては、中小・小規模事業者の経営力の強化に向けた中小企業対策予算を拡充・強化すること。
 - (4) 英国のEU離脱など外部要因による市場環境リスクに対して万全な対策を講じること。
2. 地方創生交付金等の拡充と恒久化を行うこと。
3. 国内の観光産業を一層強化すること。
4. 地域資源活用の促進と地域ブランドの発掘・育成を強化し、地域経済の活性化を図ること。
5. 2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、大会関連施設の建設をはじめ道路・交通網等のインフラ整備、大会関連の物品調達等において、中小・小規模事業者及び中小企業組合の積極的な活用を図ること。
6. 国内投資を促進し、国内産業の空洞化を食い止めること。
7. 小規模事業者等の経営力の強化を加速化すること。
 - (1) 小規模事業者等への補助金制度を拡充すること。
 - (2) 若手人材の確保・育成を図り、潜在的起業家、事業継承希望者の裾野を拡大するとともに、早期に創業、事業承継等の準備に取り組めるよう、きめ細かく支援策を実施すること。

【経 過】

1. 国内需要を喚起する果断な景気対策の実行【実現】

平成 29 年度予算案は、平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定され、平成 29 年 3 月 27 日に成立した。予算規模は 97 兆 4,547 億円と 5 年連続で過去最大となった。経済産業省関連としては、中小企業対策費 1,116 億円を含む一般会計で 3,420 億円、その他のエネルギー対策特別会計と特許特別会計を合算して、総額 1 兆 3,366 億円の予算となっている。また、別途東日本大震災復興特別会計として 650 億円が計上されている。

民間の未来投資を喚起するため、呼び水となる政策を総動員する予算編成が行われており、①「第 4 次産業革命」等を起点とする未来等と世界の知の活用、②中小企業等による内外需要開拓と地域未来投資、③世界経済不透明リスクの克服、④産業安全保障の抜本強化が謳われている。平成 29 年 2 月 28 日には地域未来投資促進法案が閣議決定され、地域経済への波及効果が高い事業を業種によらずに支援するため、製造業のみならず、サービス業等の非製造業を含む幅広い事業や事業主体を対象とする支援措置が整備

される予定となっている。

なお、中小企業対策費では、政府全体で対前年度比マイナス 15 億円となる 1,810 億円（うち、経済産業省分としては 1,116 億円（対前年度比プラス 5 億円））となった。

平成 28 年度補正予算と合わせて、小規模事業者持続化補助金が引き続き措置されるとともに、取引適正化を推進するため、中小企業取引対策事業費として前年度比 4 億円増の 13.9 億円等が計上されている。

2. 地方創生交付金等の拡充と恒久化【一部実現】

平成 26 年末に策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂が、平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定され、「総合戦略」に掲げられた基本目標や重要業績評価指標達成に向けた進捗状況を検証するとともに、政策パッケージ・個別施策について必要な見直しが行われた。地方が「自助の精神」をもって取り組むことが重要であり、国としては、引き続き、意欲と熱意のある地域の取組みを地方創生版三本の矢として情報、人材、財政の 3 つの側面から支援するとされている。

財政支援の矢の 1 つとして、平成 29 年度予算として地方創生推進交付金として 1,000 億円が計上されている。交付対象事業については、複数年度にわたり、継続的かつ安定的に支援するとともに、交付上限額やハード事業割合などの点について運用の弾力化を行うことが謳われている。

3. 国内観光産業の強化【実現】

平成 28 年 3 月 30 日、明日の日本を支える観光ビジョン構想会議で決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」の確実な実現を図るための施策が、平成 29 年度予算として計上されている。また、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等においては、前年度比 5.3 億円増の 85.3 億円、(株)海外需要開拓支援機構によるクールジャパンの推進においては、前年度比 40 億円増の 210 億円、クルーズ船の受入れ環境整備の推進等においても引き続き必要な予算が計上されている。

また、平成 29 年度税制改正事項として、訪日外国人旅行者等向けに製造場で販売した酒類に係る酒税の免税制度の創設や、入国旅客が到着時免税店において購入して輸入する外国貨物を現行の携帯品免税制度の対象へ追加する措置が講じられる予定である。

4. 地域資源活用の促進と地域ブランドの発掘・育成強化と地域経済への活用【実現】

平成 28 年度当初予算補助事業である、地域の中小企業等が外部人材を活用し訪日外国人による消費拡大を目指して、「魅力ある地域資源の磨き上げ、地域ブランディング、海外での誘客プロモーション・セールス等」をプロデュースする取組みに対して、当該費用の一部補助やアドバイザー派遣等の各種支援を実施する JAPAN ブランド等プロデュース支援事業で全国各地の 9 案件が採択された。

平成 29 年度予算では、ふるさと名物応援事業が前年度比 3.5 億円増の 13.5 億円で計上されている。

5. オリンピック・パラリンピック開催に向けた中小企業・組合等の活用拡大【一部実現】

東京都中央会も参画する中小企業世界発信プロジェクト推進協議会による「ビジネスチャンスナビ 2020」が立ち上げられた。

「中小企業世界発信プロジェクト 2020」は、東京 2020 大会等を契機とする中長期のビジネスチャンスを日本全国の中小企業に波及させ、優れた製品等を世界に発信するプロジェクトである。

その中の「ビジネスチャンスナビ 2020」は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とする官民の入札・調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、中小企業の受注機会の拡大を支援するサイトとなっている。

また、大会施設の整備や大会に向けた各種建設工事が、安全かつ着実に実施されるための労働災害防止対策費用が平成 29 年度予算として計上されている。

6. 国内への投資促進、国内産業の空洞化阻止【実現】

地域経済の活性化のためには、地域を牽引する地域中核企業を数多く創出し、その成長のための支援を行うことが効果的である、との考えの下、平成 28 年度より地域中核企業創出・支援事業の取組みが開始されている。

平成 29 年度予算においては、当該事業予算が前年度比 4.5 億円増の 25 億円が計上されている。

また、地域における産業構造やヒト・モノ・カネの流れを効率的に把握することができる「地域経済分析システム」（RESAS）等の機能やデータに基づく分析を行いつつ、「地域経済牽引事業」の促進などパッケージされた支援策が講じられることとなっている。

7. 小規模事業者等の経営力強化を加速化すること。

（1）小規模事業者等への補助金制度を拡充【実現】

小規模事業者の経営力強化・生産性向上に向けた取組みにおいては、平成 29 年度予算で戦略的技術高度化・連携支援事業費として 130 億円、小規模事業者対策推進事業費として 49.4 億円、小規模事業者経営改善資金融資事業費として 42.5 億円、中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業費として 23.9 億円が計上されている。

また、活力ある担い手の拡大を図るために、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業費として 54.8 億円、中小企業・小規模事業者人材対策事業費として 16.7 億円も合わせて計上されている。

（2）人材確保・育成と創業・事業承継等の支援強化【実現】

慢性的な人手不足が発生しており、技能人材の確保・育成のために、適切な賃金水準の確保など処遇の改善、教育訓練の充実、女性等の多様な人材の活用、現場の省力化など、国による総合的な対策が求められている。

その中で、中小企業庁では、全国中央会も参画する「事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会」を開催して、近年の中小企業を取り巻く状況の変化を踏まえた

事業承継のあり方について議論を重ねてきた。その成果の1つとして、平成28年12月に「事業承継ガイドライン」をとりまとめた。ガイドラインでは、①事業承継診断の導入、②事業承継に向けた5ステップの提示、③地域における事業承継を支援する体制の強化を示し、中小企業経営者が具体的に取りかけられるような工夫がなされている。

また、平成29年度予算では、創業・事業承継支援事業費として新たに11億円、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業費として前年度比2.7億円増の61.1億円が計上されている。

2. 中小企業組合制度等の改善・充実、中央会支援体制の強化

【要望事項】

1. 中小企業組合の力が十分発揮できるよう、新たな環境変化に対応した中小企業の組織に関する制度の見直しを図ること。
2. 経営力強化を推進する組合等への予算の拡充
 - (1) 中小企業等経営強化法に基づく「事業分野別指針」の策定業種を大幅に拡大し、策定後も当該業種の組合等の声を踏まえた見直しを行うこと。

また、同法に設置された「事業分野別経営力向上推進機関」が行う取組みを後押しするよう、同機関の運営を担う組合等の人材教育を強化すること。
 - (2) 多くの業種を抱える中小企業団体中央会が「事業分野別経営力向上推進機関」と連携し、各事業分野別にきめ細かく経営力強化を図る支援が十分できるよう、組合等連携組織に対する予算を安定的に確保・拡充すること。
3. 組合等連携組織を通じた経営力強化への取組みに対して、次の措置を講じること。
 - (1) 新たな事業展開や既存事業のブラッシュアップ、組合員の課題解決等を図る中小企業組合等に対する補助金制度の改善・拡充を行うこと。
 - (2) 中山間地域における生活基盤の確保、地域コミュニティの維持、産地ブランドの推進を図るための農・商・工・サービス業の連携・組織化を促進すること。
 - (3) 創業・起業による雇用促進を図る協働組織である企業組合に特化した支援策を拡充すること。
 - (4) リニューアルや小規模企業等を対象にした高度化融資制度の充実を図ること。
 - (5) 中小企業組合士制度の積極的な振興策を講じること。
4. 中小企業団体中央会の事業が毎年度確実に遂行できるよう、中小企業連携組織対策推進事業を安定的に維持・拡充すること。

国は、中小企業団体中央会が取り組む連携組織対策推進事業の予算が持続的に確保・増額されるよう、都道府県への働きかけをさらに強化すること。
5. 連携・コーディネート力の向上を図るための中央会指導員等の人材育成に対する支援を強化すること。

【背景・理由】

1. 中小企業の組織に関する制度の見直し【一部実現】

平成 27 年 12 月 22 日に閣議決定された「平成 27 年の地方からの提案等に関する対応方針」において、2 以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等、協業組合及び商工組合等であり、地方農政局の所管に係る事務・権限について、都道府県に移譲することとされたことを受け、中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令について、以下の改正が行われ、平成 29 年 4 月 1 日より施行されることとなった。

<改正の概要>

2 以上の都道府県の区域にわたる組合等（全国を地区とするものを除く）の設立認可等の事務に係る権限を地方農政局長から都道府県知事に移譲するとともに、閣議決定の

主旨を踏まえ、農林水産大臣の権限に属する事務のうち、

- ①その地区は都道府県の区域を超える組合等であって、その主たる事務所が北海道にあるものに関する事務
- ②都道府県の区域を地区とする商工組合又は商工会連合会であって、その資格事業に食肉販売業を含むものに係る事務、についても併せて都道府県知事に移譲される。

また、全国中央会では、平成 26 年度に「中小企業組合制度研究会」を新たに設置し、①共同事業による生産性の向上、②取引力（価格転嫁力）の強化、③地域人材の確保と供給の 3 つのテーマを中心に、組合が本来持っている機能のさらなる活用を図るため、制度の見直しを含めて検討を行ってきた。

平成 27 年度には、事業協同組合・商工組合に関する実態調査等を実施し、基礎的データの把握を行うとともに、定款参考例の改正や組合の規約・規程例集の改訂を行い、その周知に努めてきた。

平成 28 年度は、実態調査結果からみえてきた諸課題を踏まえ、組合員数や共同事業取扱高が増加傾向にある組合や、比較的設立が新しい組合等を調査対象に選定し、書面調査と実地調査を行い、さらなる実態把握を行ってきた。

調査結果からは、組合、組合員企業とも情報の収集・提供の強化を望む声が多く、組合員のニーズを反映した組合事業の見直し、新規組合員の加入促進など激変する経営環境等も相俟って、様々な課題に対応するため、①組合事業の改善等に必要な情報収集・発信、②組合員の事業活動参加意識の醸成のための教育等、③地域貢献、社会貢献活動など、地域と結びつけた組合活性化への取り組みが円滑に展開できる組織設計が求められる。

組合制度については、現行制度上備わっているにもかかわらず、十分その機能が活用されていない、制度の認知不足等の意見があり、組合制度の普及については、①組合員、②同業種での員外者、③女性、若者等地域住民、④福祉、教育等異分野関係者、⑤国内外の販路等の関係大企業など多面的な広報が必要であり、制度見直しについては、必ずしも法制度に限定されず、行為の範囲の拡大と実施の柔軟性を図るため、以下の提言を行った。

- ①「事業を主導する機関」として理事会のスタイルの変更の必要性
- ②組合事業の「参加意識の醸成」に向けた情報発信・提供強化への評価制度の必要性
- ③加入促進のための組合の「社会的信用の付与」の見える化の必要性
- ④新規参入者の組合への加入阻害要因の緩和の必要性

2. 経営力強化を推進する組合等への予算の拡充

（１）「事業分野別経営力向上推進機関」への支援策の創設等【実現】

昨年 7 月 1 日、「中小企業等経営強化法」が施行された。中小・小規模事業者が本業の力を強化するには、事業所管大臣が業種ごとに稼ぐ力を記した「事業分野別指針」の策定と、策定指針内容の更なる充実が必要であるが、施行当時に 11 であった事業分野別指針は、建設業、有線テレビジョン放送業、電気通信の 3 指針が追加され、現在 14 指針となっている。

また、卸・小売業、貨物自動車運送業、船舶産業が指針内容の見直しが行われたと

ころである。

2月28日現在、「事業分野別指針」に基づく、「経営力向上計画」の認定状況は、16,146件に達している。認定を受けた事業者は、新たに取得した機械装置の固定資産税が半額となるとともに、金融支援や補助事業においてメリットが受けられるが、平成29年度税制改正において、固定資産税減免の対象設備に一定の器具備品・建物附属設備等が追加された。追加設備については、対象となる地域・業種を限定し重点的に支援されることとなっている。

加えて、本法の執行の上で重要な役割を担う事業者団体や同業者組合等の「事業分野別経営力向上推進機関」（現在、7機関）について、人材教育を行う上で必要な研修の実施に対して労働保険特会からの助成措置や、中小企業基盤整備機構からのIT等の専門家の派遣を受けることができる。

（２）経営革新等支援の拡充【一部実現】

平成28年度補正予算事業で中小企業・小規模事業者が第四次産業革命に向けて、IoT・ビッグデータ・AI・ロボットを活用する「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業」、経営力向上・IT基盤整備支援事業等が盛り込まれるとともに、中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業が大幅に総額されるなど、経営力強化・生産性向上に向けた取組みに対する予算措置が施されたが、中央会が「事業分野別経営力向上推進機関」との連携を密にして、各事業分野別にきめ細かく継続した支援が十分できるよう、組合等連携組織に対する予算の確保・拡充はなされなかった。

3. 組合等連携組織を通じた経営力強化

（１）中小企業組合等に対する補助金制度の改善・拡充【一部実現】

平成28年度より、小規模事業者組織化指導事業の一つとして取引力強化推進事業が新設されたが、ニーズに対して補助金額は十分ではない。

また、中小企業組合等は、相互扶助組織であるがゆえに補助事業の効果は広く、組合員全体に及ぶものとなることから、補助金を活用する際の自己負担率の軽減や補助金の拡充を強く求めている必要がある。

（２）中山間地域における農・商・工・サービス業者の連携・組織化促進【一部実現】

各地域にある地域資源を活用した「ふるさと名物」のブランド化などを支援する「ふるさと名物応援事業」が平成29年度予算で3.5億円増額となり、13.5億円となった。同事業は、①中小企業・小規模事業者が地域資源の活用や農林漁業者との連携によって行う商品・サービス開発・販路開拓、②海外展示会等を通じたブランド確立や海外販路開拓等を支援することを目的としている。

商店街等中小小売商業の活性化に向けた各種施策は維持されているものの、連携・組織化の促進という観点からは、新たな予算措置は施されておらず、国が掲げる地方創生には、相互扶助、協同・共生を理念とする事業協同組合や企業組合等の連携組織の活躍が加わるのが極めて重要となり、支援策の充実が求められる。

（３）創業・起業による雇用促進を図る企業組合への支援強化【一部実現】

企業組合制度の強化については、特段の措置は講じられていないが、経営力強化と

活力ある担い手の拡大による中小企業等の活性化を図るため、創業・再生・承継等の支援体制・制度の強化策として、新たに創業・事業承継支援事業（11 億円）が設けられた。

同事業は、産業競争力強化法の認定市町村で創業を目指す創業者や創業支援事業者を支援するとともに、イベントの開催等により創業機運の醸成等を図ることを目的としている。また、事業承継の円滑化を図るために、ニーズの掘り起こし及び事業承継を景気とした新たな取組みに対し支援するものである。

加えて、地域を牽引する企業を数多く創出するため、地域中核企業候補の成長のための体制整備、事業化戦略立案・販路開拓等の取組みを支援する「地域中核企業創出・支援事業」が 25.0 億円に増額された。

（４）高度化融資制度の利用拡大【未実現】

生産性向上に資する共同施設等のリニューアルや小規模企業の高度化融資活用における国単独融資での高度化融資制度の活用は実現していない。

なお、事業協同組合等が高度化資金の貸付けを受けて取得した共同利用のための一定の機械装置については、取得後、3 年間課税標準税額が $1/2$ （1 台又は 1 基の取得価額が 330 万円以上のものを合計 500 万円以上取得した場合）となる恒久措置について、利用状況を少ない現状を踏まえ、廃止の検討がなされたが、利用拡大を図ることを前提に維持されることとなった。

全国中央会及び都道府県中央会では、活用の促進を図るため、本制度の PR チラシを作成し、周知に努めている。

（５）中小企業組合士制度の積極的な振興【一部実現】

中小企業組合士は中小企業組合運営のエキスパートであるとともに、その専門性を活かして組合員間の活発な交流・連携の推進、産学官連携・組合間連携など様々なコーディネート活動をリードしていく重要な人材であり、中小企業組合士の社会的地位と資質の向上を図るため、今後必要な支援のあり方等を検討する研究会を平成 28 年度に立ち上げた。

本研究会では、組合士向け組合運営の課題への対応に向け、実態調査及びヒアリング調査を行うとともに、組合士支援のあり方（①組合士の認知度を上げるための PR の強化、②組合士の積極的な活用と紹介、③組合士活動に対する人的・資金的支援の拡充、④組合士に対する研修）を探り、報告書としてとりまとめられた。

また、全国中央会が作成した平成 28 年度「中小企業組合制度研究会報告書」の中でも中小企業組合士知名度の不足がしているため、制度への理解と情報発信の必要性を訴えている。

4. 中小企業連携組織対策推進事業の拡充・強化【一部実現】

中小企業組合の運営、事業展開を専門的に支援している中小企業団体中央会に対する「中小企業連携組織対策事業費補助金」については、いわゆる「三位一体の改革」により、平成 18 年度より税源とともに都道府県に移譲され、それぞれの裁量に委ねられているが、本補助金の予算措置状況については、その後、平成 28 年度まで連続して縮減

傾向にあったが、平成 29 年度連携組織対策推進事業費補助金は、小規模事業者組織化指導事業の取引力強化推進事業の拡充等を求めたところ、予算が前年度と同額（6 億 7,585 万円）となり、事業費に限ってみると増額となっている。

このような状況下、全国中央会では、平成 28 年 11 月 25 日、全国商店街振興組合連合会（全振連）とともに、全国知事会山田啓二会長（京都府知事）、古尾谷光男事務総長らと面談し、第 68 回中小企業団体全国大会の決議を踏まえた「中小企業連携組織対策事業予算の拡充・強化」及び「商店街振興組合指導事業への予算措置等に関する要望」を手渡した。都道府県中央会及び商店街振興組合に対する予算等の一層の拡充を申し入れたているものの、中小企業等連携組織を通じて中小企業の活性化に取り組む中央会の事業費及び人件費について、十分な予算措置を講ずるには至っていない。

5. 中央会指導員等の人材育成の強化【一部実現】

中央会は、同業種・異業種の業態別に数多くの会員を抱えているため、中央会指導員等には、業界に関する知識はもちろんのこと、農商工連携、ものづくり、エネルギー対策、海外展開等新たな事業について、コーディネート力を生かした支援が求められ、その求められるスキルは多様化・高度化する一方である。

そのため、平成 29 年度中央会活動方針において、適切な支援・提言等を行っていくために必要な最新の経済情勢や経営改善等に関する知識・ノウハウを身につけていくことが支援機関の人材養成の観点から不可欠であることから、組合等の支援経験に合わせた研修や時宜に適したテーマ、さらに担当別の研修を実施するとともに、中央会業務に有効な資格取得（中小企業診断士養成研修等）を勧奨することにより、中央会全体としての支援能力の向上を図っていくこととしているが、中小企業大学校等での新たな予算措置は講じられていない。

3. TPP対応、海外展開の推進

【要望事項】

1. TPP協定の早期発効と国内対策の強化

- (1) TPP協定の早期の国会承認及び速やかな発効を図ること。日EU・EPAなど広域経済連携協定の合意に向けた取組みを加速させること。
- (2) TPP協定により影響が生じる農林水産畜産業などの事業分野に対しては十分かつ継続した対策を実施するとともに、地方において新たな輸出企業を育成するための環境整備を図ること。

2. 海外展開の推進

- (1) 企業連携による海外見本市・展示会など海外市場に向けた販路開拓支援を継続・強化すること。特に、中小・小規模事業者が率先してグローバルなバリューチェーンに参画できるよう、新輸出大国コンソーシアムの専門家増員等により、TPPの利活用の強力かつ迅速な推進を含め、中小企業の海外展開を積極的に支援すること。
- (2) 人材等の活用を通じた海外展開への支援策を推進すること。
- (3) 外国人旅行客4,000万人誘致実現に向けたインフラの整備と施策を強力に推進すること。

1. TPP協定の早期発効と国内対策の強化

(1) TPPの早期発効と広域経済連携協定等の加速化【未実現】

平成28年12月9日、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）は第192回国会で承認、合わせて「総合的なTPP関連政策大綱」を実現させるための国内関連法案も可決、平成28年12月16日付で公布されたが、米国トランプ政権誕生によりTPP発効の見通しが立たなくなっている。

また、中小企業が海外展開を推進するための環境を整える上で、日EU・EPA（経済連携協定）やRCEP（東アジア地域包括経済連携）の早期大筋合意に向けた取組みが行われているが、協定発足の目処は立っていない。

(2) 農林水産畜産業等の国内産業に対する支援の強化【一部実現】

「総合的なTPP関連政策大綱」を実現させるための国内関連法案の中で、農林水産畜産業振興を図る法律も含まれているが、TPP発効が条件となっているため、現段階において施行されていない。一方、TPPの発効の有無にかかわらず、農林水産業の輸出力強化戦略は進められ（平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部決定）、「輸出総合サポートプロジェクト」が予算措置されるなど、輸出に取り組む国内事業者に対する予算措置の増加が図られた。

2. 海外展開の推進

(1) 海外市場への販路開拓の支援【実現】

平成29年度当初予算として、「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」として、23.9億円、「ふるさと名物応援事業」として13.5億円が計上された。

T P P 発効が当面見合わせとなる中でも中小企業の海外展開意欲は高く、これを支援する「新輸出大国コンソーシアム」の登録支援機関が 1,053 件、相談件数も 3,486 件（平成 29 年 1 月 31 日現在）となり、支援体制も徐々に拡充している。

全国中央会では、「平成 29 年度中小企業活路開拓調査・実現化事業」で F/S や展示会開催事業等について、中小企業組合を中心に資金面でのサポートを行う。

（２）人材育成への支援【実現】

平成 29 年度当初予算として、「中小企業・小規模事業者人材対策事業」として 16.7 億円が計上された。

また、自社だけでは即戦力となる人材が確保できない場合も想定されることから、「新輸出大国コンソーシアム」が窓口となって、専門家や参加する支援機関が課題を迅速に解決できる体制を整備している。

（３）外国人旅行客誘致に向けた施策の推進【実現】

政府は 2020 年度に 4,000 万人目標達成に向けて、平成 28 年度補正予算に「地域未来投資促進事業（商店街・まちなか集客力向上支援事業）」（15.0 億円）、平成 29 年度当初として「地域・まちなか商業活性化支援事業」（17.8 億円）を計上するとともに、「地域の魅力発信による地方への誘客」を目的とした「広域観光周遊ルート形成促進事業」（16.12 億円）、「観光地域ブランド確立支援事業」（2.05 億円）、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」（2.7 億円）を計上された。また、昨年度に引き続き「MICE 誘致」も推進する。

税制面では、中小企業経営強化税制を商業・サービス業にも拡大し一定の器具備品・建物附属設備を追加するとともに、訪日外国人観光客への酒税免税を平成 29 年度税制改正で実施する。

免税店申請手続等の簡素化は実現しなかったが、上記予算措置によりインフラ面での後押しを行う。

民泊については、平成 29 年 3 月 10 日、住宅に旅行者を有料で泊める民泊を解禁するための住宅宿泊事業法案（民泊新法）が閣議決定された。民泊を普及させ訪日観光客拡大を狙うものだが、営業日数について年間 180 日を上限とし、自治体が条例で日数を制限できるようにするとともに、法案の見直し規定も施行後 5 年から 3 年に短縮した。第 193 国会に法案が提出される予定である。

4. 公正な競争環境に向けた独禁法等の執行強化

【要望事項】

1. 大企業との間で実質的に対等な競争ができない中小・小規模事業者の正当な利益を守るよう、優越的地位の濫用等に係る独禁法等の執行を強化するための措置を講じること。
2. 独占禁止法の審査手続において事業者の防御権をはじめとする適正手続を確保する措置を講じること。
3. 裁量制の導入を含む課徴金制度の見直しに当たっては、中小・小規模事業者にとって予見可能性、公平性等の確保が明らかとなるよう、慎重な検討を行うこと。
4. 民法（債権関係）改正法案の早期成立を図ること。

1. 独禁法等の執行を強化するための措置【実現】

公正取引委員会は、中小企業に不当な不利益をもたらす優越的地位の濫用について、平成 21 年 11 月に「優越的地位の濫用事件タクスフォース」を設置し、濫用行為の抑止・早期是正に努めた。平成 28 年度において法的措置を取ったのは、独占禁止法においては、排除措置命令 8 件（再販売価格の拘束 1 件、不当な取引制限の禁止 7 件）、下請法においては、勧告 7 件（下請代金の減額の禁止 6 件、返品禁止 1 件、不当な経済上の利益の提供要請の禁止 2 件、購入・利用強制の禁止 1 件）だった。

また、公正取引委員会は、下請等中小企業の取引条件の改善を図る観点から、下請法の一層の運用強化に向けた取組みを進めており、その一環として、下記の要請を事業者等に対して行った。

①下請代金支払遅延等防止法の遵守の徹底等について

平成 28 年 11 月 25 日、親事業者約 33,000 社、関係事業者団体約 650 団体に対し、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の要請文を発出し、全国中央会でも会員団体に対して周知を行った。

本文書は、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来たさないようにすることが必要であり、下請事業者と十分な協議を行い適切な対価の決定を行う、事前に定めた支払期日までに下請代金を全額支払うなど、下請事業者への不当なしわ寄せを生じさせないように求めたものとなっている。

<親事業者の遵守すべき事項>

（1）親事業者の義務

イ. 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

ロ. 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

（2）親事業者の禁止行為

下請代金の支払遅延・減額の禁止、買ったたきの禁止、報復措置の禁止等 11 項目

②下請代金の支払手段について

平成 28 年 12 月 14 日、関係事業者団体に対し、公正取引委員会事務総長及び中小企業庁長官連名の要請文を発出し、全国中央会でも会員団体に対して周知を行った。

本文書は、下請代金の支払はできる限り現金によるものとする等（手形等による

支払は、下請事業者の負担のないようにする、手形等の支払は、繊維業 90 日以内、その他の業種 120 日以内で段階的に短縮に努め、将来的に 60 日以内にするよう努める）、中小企業者以外の親事業者から率先して実施するよう求めたものとなっている。

なお、同周知内容は中小企業庁が改正した「下請中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準」にも盛り込まれている。

③改正「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」等の社内への周知徹底、法令遵守に向けた社内体制の整備等の指導について

平成 28 年 12 月 14 日、公正取引委員会は、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」について、違反行為事例の充実等を内容とする改正を行った。

その後、平成 28 年 12 月 20 日には、親事業者約 21 万社、関係事業者団体約 870 団体に対し、本改正等について公正取引委員会委員長並びに経済産業大臣（及び事業所管大臣）の連名の要請文を発出し、全国中央会でも会員団体に対して周知を行った。

本文書は、改正の周知及び違反行為の未然防止、下請事業者との望ましい関係の構築を親事業者に指導を要請したものとなっている。

さらに、消費税については、下請事業者が受けた転嫁拒否行為のうち、行為類型では、減額 107 件、買いたたき 2,871 件、役務利用・利益提供の要請 72 件、本体価格での交渉の拒否 255 件となっており（平成 25 年 10 月～平成 29 年 1 月末まで）、買いたたきに続き、本体価格での交渉の拒否が多い。これら違反行為に対し、勧告及び指導が行われている。

2. 事業者の防御権等手続の適正化及び確約手続き制度について【未実現】

裁量型課徴金導入について検討を行っている公正取引委員会の独占禁止法研究会では、平成 29 年 4 月中に報告書として、とりまとめる予定となっている。本報告書は、防御権等についても記載されているが、供述聴取手続における防御権（休憩中のメモ及び弁護士への相談）はすでに認められているため、拡充なしとされ、弁護士依頼者間秘匿特権については、法定化せず、運用面で配慮することと記載されている。

また、平成 28 年 12 月 9 日、確約手続の導入を内容とする独占禁止法の一部改正を含む「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立した。本法は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日を施行期日となっている。確約制度とは、違反を疑われた事業者が排除措置計画を自主的に作成及び申請し、公正取引委員会からの認定を受けることにより、課徴金納付命令が行われらないという制度である。本法を受け、公正取引委員会では、「公正取引委員会の確約手続に関する規則」（案）を作成し、パブリックコメントを平成 28 年 12 月 12 日に募集した。全国中央会としては、経済法規検討委員会を平成 29 年 1 月 6 日に開催して、会員団体等からの意見集約を行い、法的能力の十分でない中小企業にとって使いやすい制度を求め、同年 1 月 10 日に要望した後、同年 1 月 19 日に本規則が制定された。

3. 裁量型課徴金制度の導入について【一部実現】

裁量型課徴金導入について検討を行っている公正取引委員会の独占禁止法研究会では、

当初中小企業算定率が廃止される案も出ていたが、現状維持（連結子会社は除く）となった。その他、違反認定のための調査に対する協力インセンティブとして、減額率を算定する課徴金減額制度を導入することとなった。

しかし、課徴金の算定基礎となる売上額の算定期間は3年から10年間になることや、最終的に課される課徴金額の水準を引き上げるなど、依然として独占禁止法に関する専門的な知見に乏しい中小・小規模事業者にとって厳しい結果となっている。

本研究会の報告書案が公開され、パブリックコメントが平成28年8月に募集され、その結果を検討・反映し、研究会でとりまとめられた報告書案について、平成29年2月13日に全国中央会において経済法規検討委員会を開催し、公正取引委員会より会員団体等に説明する場を設けた。

4. 民法（債権関係）改正法案の早期成立について【未実現】

第189回通常国会に提出された民法（債権関係）改正案は、第192回国会の平成11年16日に衆議院法務委員会において趣旨説明聴取が行われた後、11月18日から質疑が開始され、参考人からの意見聴取も2回行われるなど広範な議論がなされた。

約款や役務に関する規定の新設、法定金利の引下げ、時効の簡素化、保証人の保護など取引契約を巡る明確化等を図るものであることから、早期成立に向けた審議が必要である。

また、起業・創業、新事業を開始する事業者等が取引に係るリスクが軽減され役立つよう、改正法案の内容について、わかりやすい広報と周知を積極的に行うことが望まれる。

5. 官公需対策による経営支援の強化

【要望事項】

1. 官公需対策の拡充

- (1) 国等は、「平成 28 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示した中小・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、執行の平準化を図りつつ、必ず目標を上回る契約実績を達成すること。
- (2) 公共調達に当たっては、国等は最低制限価格制度を導入するとともに、低入札価格調査制度を厳格に活用することにより、適正価格での発注を行うこと。
- (3) 競り下げ方式（リバースオークション）を即時廃止すること。
- (4) 各発注機関は、分離・分割発注の推進に努めること。
- (5) 少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、その適用限度額の引上げなど制度の見直しを行うこと。
- (6) きめ細かな官公需相談業務を展開するため、「官公需総合相談センター」への予算措置を講じるなど充実・強化すること。

2. 官公需適格組合の更なる活用

- (1) 国等は、改正官公需法及び官公需適格組合制度の周知徹底を継続し、各発注機関において中小・小規模事業者の受注機会の拡大を図る官公需適格組合への発注目標を設定するなどの取組みを行うこと。
特に、被災地における官公需適格組合等を積極的に活用すること。
- (2) 官公需適格組合における監理技術者等の在籍出向について、組合員の受注機会の確保・増大につながるよう、積極的かつ実効ある運用を行うこと。

【経 過】

1. 官公需対策の拡充

(1) 中小企業向け契約金額の達成に向けた取組強化【未実現】

国等は、平成 27 年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の目標金額を約 3 兆 9,568 億円、目標比率を 54.7%とし、契約実績は約 3 兆 6,316 億円、契約比率が 51.1%であった。

平成 22 年度以降、官公需総額及び中小企業・小規模事業者向けの実績額は目標額を下回っていることから、国等は、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約目標金額が確実に実施されるよう、引き続き国等の機関に中小企業向けの発注状況を監督する組織を設置する必要がある。

(2) 最低制限価格制度の導入と低入札価格調査制度の積極かつ適切な活用【一部実現】

国等は、過度な低価格入札があった場合、国等は会計法令上の措置として、「低入札価格調査制度」が設けられ、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、本制度を活用することとしているが、最低制限価格制度を導入するには至っていない。

（３）競り下げ方式の即時廃止【未実現】

競り下げ方式（リバースオークション）については、今後も各府省庁による試行が継続されることになっている。

平成 28 年 10 月 28 日に開催された行政改革推進会議（第 24 回、持ち回り開催）の資料によると、文部科学省において事務用消耗品について競り下げ方式が行われており、廃止されていない状況である。

（４）分離・分割発注の推進【未実現】

分離・分割発注については、「平成 28 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示されている商品等を種類ごとに分離又は契約期間を一定期間ごとに分割するなど、分離・分割発注するよう努めることについて、実効ある結果が示されていないことから引き続き適正な分離・分割発注による中小・小規模事業者等の受注機会の確保に努める必要がある。

（５）少額随意契約の活用と適用限度額の大幅引上げ【未実現】

予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令により、少額の随意契約は、事業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合や一般競争入札によることが不利益な場合、客観的に困難であると認められるような場合までも一般競争による方法は適当ではないことから、随意契約制度が活用できることとなっている。これらの法令に求められている随意契約制度は、地域の迅速なライフラインの保全等に効果があるほか、地域雇用及び地域経済の活性化につながることから、積極的に活用する必要がある。しかしながら、原則は一般競争入札であり、随意契約は例外という扱いになっている。

また、適用限度額については、中小企業の受注機会・受注額の増大を図る観点からも現行の 2 倍以上（例えば、工事又は製造であれば、国等は 250 万円から 500 万円へ）、大幅に引き上げるよう法制度の見直しを図るよう要望しているが、この改善のためには、会計法令等の改正が必要であるため、実現には至っていない。

（６）「官公需総合相談センター」への財政支援【未実現】

官公需総合相談センターでは、官公需に係る発注案件の探し方や発注情報の有無、入札参加資格や申請方法、組合の制度上及び運営上の対応などの相談に対して、その窓口を全国中央会及び都道府県中央会に設置し、面談、電話、メール等により対応している。平成 28 年 1 月～12 月にあった官公需総合相談センターへの相談実績は、総相談件数 2,923 件（相談者数延べ 2,972 名）となっている。既存体制の整備や更なる機能充実を図り、きめ細かな相談業務に対応していくためには、十分な予算措置を講じる必要があるが、実現には至っていない。

2. 官公需適格組合の更なる活用

(1) 官公需適格組合の受注機会の増大【未実現】

官公需適格組合の受注機会の増大に係る地方公共団体への周知については、官公需における政府一体の取組みとして、毎年、中小企業庁が経済産業大臣名で地方公共団体に対して、契約の基本方針に準じた取組みについての要請文を発出しているが、官公需制度及び官公需適格組合に関する周知については「中小企業者のための官公需施策と官公需受注成功事例（平成 25 年 2 月）」以降発出されていない。

官公需適格組合は、中小企業庁が受注体制の確立されていることを証明した組合であり、事業を通じて地元住民・社会への貢献活動を行い、地域の持続的発展に寄与するため日々活動を展開しているにもかかわらず、国等、都道府県及び市区町村の発注担当者はその制度に対して十分な認識や理解をしていない状況が多く見受けられる。

国等は、平成 27 年度における国等の契約のうち、官公需実績総額は約 3 兆 6,316 億円、そのうち官公需適格組合との契約実績は約 104 億円と 1 %も満たしていない実績から鑑みると、中小・小規模事業者による地域の専業者集団である官公需適格組合に対して優先的に発注されているとは言い難い。

国は、官公需施策に基づく具体的な発注事例を国等に加えて都道府県及び市区町村に周知するだけでなく、その効果を波及させるよう伝達し、受注機会の増大に向けた取組みをさらに強化する必要がある。

(2) 組合員企業からの監理技術者の在籍出向の積極かつ実効ある運用【一部実現】

「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ向上的な雇用関係の取扱い等について（試行）」が国土交通省土地・建設産業局建設業課長から地方整備局等建設業担当部長及び都道府県主管部局長宛に通知され、平成 28 年 6 月 1 日から適用されることとなった。現在、静岡県にある 2 組合がこの適用を受けているが、今後も動向を注視する必要がある。

6. 熊本地震・東日本大震災等からの復興の加速化

【要望事項】

1. 熊本地震からの復旧・復興

- (1) 特別法の制定・復興基金の創設等による復旧・復興対策の十分かつ柔軟な財政措置を講じること。
- (2) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）を継続するとともに、補助対象の拡大及び申請手続き等の簡素化をさらに行うこと。また、すべての補助事業が完了するまでの期間の資金支援（概算払い等）を合わせて行うこと。
- (3) 被災事業者に対する貸付条件の緩和や手続きの簡素化、借入金の返済猶予など、資金調達の円滑化に向けてあらゆる方策を継続すること。
- (4) 被災者の生活再建を図る災害公営住宅の建設等を加速すること。
- (5) 地域の雇用を確保し、従業員の生活についても安心して働くことができるよう、万全な方策を講じること。
- (6) 過度な自粛が広がり、観光をはじめ経済活動が必要以上に委縮することのないよう、迅速、的確かつ分かりやすい情報提供を国内外に行うこと。
- (7) 販路開拓支援などの風評被害対策は、被災事業者のニーズに応じて継続的に支援していくこと。
- (8) 被災事業者の負担軽減を図るための税制の特例措置を講じること。

2. 東日本大震災からの復興の加速化

- (1) 「復興・創生期間」において、これまで以上に復興を加速化し、被災者支援、住宅の再建、産業の再生、東北の復興に向けた最大限の支援を継続していくこと。
- (2) 復興工事の予定価格については、実勢価格に見合った積算単価の迅速な変更等、柔軟な対応により発注額の更なる見直しを行うこと。
- (3) 中小企業等グループ補助金を継続するとともに、既に採択され事業が完了した事業者へのアフターフォローの強化、人件費等の上昇分の補填、従業員確保等の新たな支援策、避難指示区域等の解除によって帰還した事業者の事業再開時にも活用できるなどの措置を講じること。

3. 福島復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施

- (1) 避難地域 12 市町村の生活環境整備の加速化を図ること。
- (2) 福島イノベーション・コースト構想の確実な推進により、浜通り地域の再生を図ること。
- (3) 再生可能エネルギー産業等の新産業創出及び産業復興に向けた支援を行うこと。
- (4) 国を挙げた風評払拭・風化防止対策の継続と支援を確実に実行すること。
- (5) 復興に不可欠なインフラ等の環境整備を図ること。
- (6) 除染の着実な実行、除染後の地域振興を行い、中間貯蔵施設の早期本格稼働、汚染水対策の徹底、確実な廃炉を実施すること。
- (7) 原子力被害事業者の個別の被害状況に応じた十分な賠償期間を確保し、営業損害の実情に応じた適切かつ確実な賠償を継続すること。

4. 地域の防災・減災対策の強化

- (1) 中小・小規模事業者が既存施設等の耐震対策のために行う診断・設計・改修等に対する助成、融資制度を拡充すること。また、耐震改修促進法に基づく耐震診断結果の公表について配慮措置を講じること。
- (2) 中小・小規模事業者における緊急時の事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、BCP策定に係る設備更新などに対する財政上の支援措置を講じること。

【経 過】

1. 熊本地震からの復旧・復興

(1) 十分かつ柔軟な財政措置【実現】

平成 28 年熊本地震では、熊本県・大分県の両県をはじめ、九州地方全域に甚大な被害をもたらした。平成 28 年 11 月 18 日以降、避難所数及び避難者数は 0 になったものの、多くの中小・小規模事業者は生産設備等に大きな被害を受け、観光産業及び地場産業においても深刻な影響が生じている。

そのような中、国の特別交付税によって約 510 億円の熊本地震復興基金が創設され、熊本県は、国の支援が行き届かない被災者からのきめ細やかなニーズや、地域の再生に対応を目的に、基金全体の約半分に相当する 250 億円程度が配分されることになった。

(2) 中小企業等グループ補助金の継続【実現】

地域経済の復興を進めるためには、地域企業の約 99%を占め、地域の雇用の受け皿となっている中小・小規模事業者の維持・発展が必要不可欠である。被害を受けた中小・小規模事業者に対する経営再建、ものづくりをはじめとする地場産業や観光産業の事業継続・承継・再生には、数年間という長期間に亘る支援が欠かせなくなっている。

そのような中、被災した熊本県・大分県を対象に、中小企業等グループ補助金として平成 28 年度補正予算において 800 億円が計上され、第 3 次補正予算において 183 億円が追加で計上された。

中小企業等グループの復興事業計画に基づき、施設復旧等の費用の補助が行われ、商業企業回復のため、共同店舗の新設や街区の再配置などに要する費用も補助するとされている。

(3) 資金調達の円滑化に向けた方策の継続【実現】

被災した組合及び中小・小規模事業者が発展的に事業を再開できるよう、資金調達の円滑化が求められている。

政策金融として、平成 28 年熊本地震により被害を受けた中小・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、日本政策金融公庫、商工中金が「平成 28 年熊本地震特別貸付」を行い、信用保証として、平成 28 年熊本地震により経営の安定に支障が生じている中小・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、信用保証協会が通常の限度額とは別枠で 100%保証するセーフティネット保証 4 号を適用するとされ、中小・小規模事業者の資金繰り支援

として、平成 28 年度補正予算において 610 億円が計上された。

（４）被災者の生活再建【実現】

熊本地震による避難所数及び避難者は 0 になったものの、地震による熊本県内における住宅の 8,659 棟が全壊、33,319 棟が半壊し、144,393 棟が一部損壊した。罹災証明書の交付状況については、40 市町村で 204,426 件の依頼件数に対し、197,201 件の交付件数となっており、依然として罹災証明の交付が受けられず、生活再建が進んでいない。

被災者の生活再建が復興の土台であるため、被災者の早期の居住の安定確保を図る必要がある。そのため、地方公共団体による災害公営住宅の供給等の支援を行うことを目的に、災害公営住宅の供給促進と住環境の整備として、平成 29 年度予算が約 17 億円計上された。

また、被災者の生活を早期再建するため、自力再建の支援として、建築確認・検査の手数料を減免する民間の指定確認検査機関に対する支援を行うほか、被災マンションの建替え等による再生を推進するための予算が計上された。

（５）地域の雇用確保【実現】

地域経済の雇用を支える中小・小規模事業者からの雇用の流出は、地域経済の再建を遅らせる要因になり、安心して働くことができるよう、雇用の維持・確保が求められている。

その方策の一環として、平成 28 年熊本地震に係る当面の緊急雇用・労働対策が以下のように講じられている。

- ①被災地における雇用を維持・確保しようとする企業への支援（雇用調整助成金の要件緩和）
- ②被災地の事業場等に対する労働保険料の申告・納付期限の延長
- ③被災した就職活動中の学生等のニーズに応じた対応
- ④被災した方や復旧作業を行う方の安全・健康
- ⑤賃金など労働条件面の不安や疑問への対応

（６）観光に関する迅速、的確かつ分かりやすい情報提供【実現】

熊本県・大分県をはじめとする九州地方は、日本有数の温泉地を要する観光地であり、国内のみならず、海外からも多くの観光客が訪れている。熊本地震の発生により、各地の宿泊施設で甚大な被害が発生しており、特に熊本県内では、風評被害も重なり約 33 万人もの宿泊に関するキャンセルが発生した。

一方で「九州観光支援交付金」の活用により、旅行需要は回復しつつあるものの、観光復興についてはここからが正念場であり、交通インフラや各種観光施設の復旧にはなお多くの時間を要することが予想される。今後のインバウンド需要を取り戻すためにも、外国人観光客の呼び込みが課題となっている。

国は、平成 28 年度当初予算及び補正予算を活用して迅速な復旧・復興に向けた取り組みを進めてきたが、平成 29 年度以降も災害復旧事業や防災・安全交付金等を活用して基幹インフラ整備、公共交通・観光振興等に対する支援を着実に実行することとしている。

（７）被災事業者のニーズに応じた風評被害対策の実施【実現】

地震による生産設備等の倒壊や土砂災害等による大きな打撃を受け、４千回を超える余震が継続したこともあり、事業環境に対する不安が拭えない状況にある。

消費マインドの低下、それに伴う復興景気経済の冷え込みも懸念されており、地震で損なわれた販路や新たな販路拡大が求められている中、地域経済の復興・雇用創出に直結する力強い成長投資を促すために、小規模事業者持続化補助金として平成 28 年度第 2 次補正予算において 120 億円が計上された。

（８）被災事業者の負担軽減を図る税制の特例措置【実現】

地震による被害は広範囲にわたり、建物施設・設備に加え、商品在庫も多くの被害を受け、中小・小規模事業者の経営に支障をきたしている。復旧には長期間にわたるケースもあり、代替資産を取得する場合も多数見受けられる。また、消費の伸び悩みなどによる経営環境の変化、売上の減少及び資金繰りが極めて厳しい状況が予想されている。

中小・小規模事業者の負担を少しでも軽減するため、平成 29 年度税制改正において、被災代替資産等の特別償却や災害損失の繰戻しによる法人税額の還付等の税制措置を講じるとされた。主な税制措置は以下のとおり。

- ・被災代替資産等の特別償却（法人税）
- ・被災代替家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税の特例（固定資産税、都市計画税）
- ・災害損失の繰戻しによる法人税額の還付（法人税、法人住民税、法人事業部）
- ・被災自動車に係る自動車重量税の特例（自動車重量税）

その他、平成 28 年 7 月に施行された「中小企業等経営強化法」に基づく経営力向上計画の認定による機械装置の固定資産税減免や、ローカルベンチマークの活用による中小・小規模事業者の維持・発展が期待される。

2. 東日本大震災からの復興の加速化

（１）復興の加速化及び支援の継続【実現】

東日本大震災発生から 6 年が経ち、平成 28 年度は「復興・創生期間」の初年度として重要な 1 年間であった。地震・津波被災地域では、多くの恒久住宅が完成し、10 年間の復興期間の「総仕上げ」に向けた新たなステージにおいて、多様なニーズに切れ目なく対応していくとされている。

平成 29 年 3 月には避難指示解除準備区域等の避難指示解除等が進み、本格的な復興のスタートとなるが、復興・再生には中長期的対応が必須であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組むことになっている。被災地の自立や地方創生のモデルとなるよう、今後は以下の分野を中心に取り組みが実施される。

- ①被災者支援（健康・生活支援）
- ②住まいとまちの復興
- ③産業・生業の再生
- ④原子力災害からの復興・再生

⑤「新しい東北」の創造

これらの各課題解決に向け、平成 29 年度予算において 1 兆 8,153 億円が計上され、東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ等の機会を活用した復興の姿の発信、震災の記憶と教訓の継承を進めていく。

(2) 復興工事の契約額の柔軟化【実現】

被災地において、住宅再建やまちづくりなどの復旧・復興が懸命に続けられている。しかし、復旧・復興の円滑な推進にあたり、資材価格の高騰、資材及び人手不足、入札不調などの問題が顕在化し、これらへの迅速かつ適切な対応を実現するため、「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」が立ち上げられ、復興事業の加速化が進められてきた。

主な成果として主任技術者の兼任用件の緩和、発注ロットの大型化、労務単価の引上げなど、技術者の確保、資材の円滑な確保など、施工体制の確保につながってきたが、さらに被災自治体の個別課題に対しても、「工事加速支援隊」などを創設し支援していくとされている。

(3) 中小企業等グループ補助金の継続【実現】

震災による甚大な被害を受けた中小・小規模事業者にとって、地域経済の核となる中小・小規模事業者がグループを形成して取り組む復興に係る施設復旧等に対する支援が受けられる「中小企業等グループ補助金」は、極めて有効な施策であり、中小・小規模事業者からの期待も非常に高い状況にある。

グループ補助金の実績は平成 28 年 12 月 27 日現在で、690 グループ(11,263 事業者)に対し、国費・県費合わせて 4,973 億円にのぼる支援が行われてきた。

平成 29 年度予算において 210 億円が計上され、特に復興が遅れている地域(岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域及び福島県の避難指示区域等)を対象に、補助が継続されることとなった。

3. 福島の復興・創生に向けたきめ細かな対策の実施

(1) 避難地域の生活環境整備の加速化【実現】

政府は、平成 28 年 12 月 20 日に「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を作木決定した。同指針は、避難指示解除と帰還に向けた取組の充実、帰還困難地区の復興整備、新たな生活の開始に向けた取組等の拡充など 6 項目から構成されている。

震災の発生から 6 年が経過したが、依然として 12 市町村が避難区域に指定され、約 77,000 人を超える被災者の方々が福島県内外に避難し厳しい生活を強いられている。そのような中、平成 29 年 3 月 10 日に浪江町及び富岡町の避難指示解除が決定し、被災中小・小規模事業者の生業の復興・再生を担う浜通り地域の新たな産業基盤の構築が期待される。

また、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援と各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援が期待されることから、平成 29 年度予算において被災者支援総合交付金として約 200 億円が計上された。

（２）福島イノベーション・コースト構想の確実な推進【実現】

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が平成 29 年 2 月 10 日に閣議決定され、浜通り地域における福島イノベーション・コースト構想の一層の推進が図られることとなった。

同構想に係る取組みを推進する区域や当該取組みを法定の重点推進計画に記載し、中小企業の研究成果に係る特許料等の減免やロボットの新製品・新技術の開発促進のための国有の試験研究施設の低廉が使用可能となる。

平成 29 年度福島イノベーション・コースト構想関連予算として、約 700 億円が計上された中、地域復興実用化開発等促進事業として、地元企業との連携等による地域振興に資する実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域の早期の産業復興を実現するべく、浜通り地域において地元企業又は地元企業と連携する企業が実施する実用化開発等の費用を支援する、「福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金」が 69.7 億円計上されている。

（３）新産業創出及び産業復興支援【一部実現】

被災地における雇用支援として実施していた「原子力災害対応雇用支援事業」については、平成 28 年度末で終了することになったが、平成 29 年度福島県総合計画「11 の重点プロジェクト」において、8,209 億円（646 事業）が計上され、中小企業等復興プロジェクトとして 1,166 億円（43 事業）、新産業創造プロジェクトとして 348 億円（28 事業）等が実施される予定であり、避難地域の復興・再生の加速化が期待される。

（４）風評払拭・風化防止対策の継続【一部実現】

震災から 6 年を経過しても、福島県産の農林水産品については、震災前の適正価格に戻らず、全国平均の価格と差がある等の風評被害が残っている。風評被害の払拭に向け、販売等の実態調査や当該調査結果に基づく指導・助言等の措置を講ずることが、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律に位置づけられた。

また、福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（アーカイブ拠点）の整備等に対する支援を目的として、平成 29 年度予算において福島再生加速化交付金 807 億円が計上された。

加えて、平成 29 年度福島県総合計画「11 の重点プロジェクト」において、風評・風化対策プロジェクトとして 128 億円（66 事業）が予算計上され、実施される予定である。風評・風化対策プロジェクトの主な内容は以下のとおり。

- ①農林水産物をはじめとした県産品の販路回復・開拓
- ②観光誘客の促進・教育旅行の回復
- ③国内外への正確な情報発信
- ④ふくしまをつなぐ、きずなづくり
- ⑤東京オリンピック・パラリンピックを契機とした情報発信・交流促進

（５）インフラ等の環境整備【一部実現】

平成 28 年 12 月に、ＪＲ常磐線の運休区間のうち、津波による被害が大きかった相馬駅（福島県）～浜吉田駅（宮城県）の間 22.6km の運転が再開された。一方で、避難指示区域を含む 36.6km については依然として運休区間となっており、平成 32 年度末

までに全面再開を目指して工事が進められることになっている。

（６）除染の着実な実行、廃炉・汚染水対策の実施【実現】

福島第一原発の廃炉・汚染水対策と福島の復興は、最も重要な課題であり、最優先で取り組む必要がある。市町村の除染の進捗状況は、平成 28 年 12 月末現在で、住宅は 97.6%、公共施設等は 93.2%、農地は 87.5%となっている一方、道路と生活圈森林においては約 73%に留まっている。除染推進における課題は、①除染実施計画に基づく除染の実施、②除染の確実な実施と財源確保、③仮置場の確保と適正管理が挙げられ、除染対策支援及び推進に関する予算が計上されている。除染推進に向けた支援として、①事業者等の育成、②技術的支援、③住民理解の促進、が求められている。

（７）原子力被害事業者の賠償期間の確保【実現】

平成28年12月20日に「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」が閣議決定された。本指針によると、国は、被災12市町村への新たな企業・人材の呼び込みや、事業再開や新規立地の動きとまち機能の回復・活性化との連携といった視点を踏まえつつ、事業・生業の再建・自立や生活の再構築に向けた支援を強化している。

また、事業・生業の再建・自立のための支援策の強化として、避難指示解除に向けた動きが進む中、引き続き、設備投資への支援等を通じて、事業者の帰還・事業再開や自立を支援し、被災地域において人手不足が深刻化している状況を踏まえ、引き続き国と地方自治体が連携して、人材確保に向けた対策を実施していく。

さらに、帰還困難区域の事業者の方々に対しては、事業再開の後押しに向けて、直ちに故郷に帰還して事業を再開することが困難という事情に配慮した適切な措置を講じる。

なお、事業再開に至らなかった事業者等に対して、福島相双復興官民合同チームによる個別訪問時に地域での交流機会の紹介や、まちづくりに資する仕事の紹介を行うなど、帰還後のコミュニティ再生や新しい生きがい創出に向けて、引き続き、地元のニーズに応じたきめ細かな対策が予定されている。

4. 地域の防災・減災対策の強化

（１）耐震対策の診断・設計・改修等に対する助成等【一部実現】

東日本大震災から6年が経過したが、その後も多数の災害が発生し、平成28年度に発生した熊本地震や鳥取県中部地震及び台風被害や全国的な長雨により各地で被害が生じるとともに、新潟県糸魚川市では強風による大規模火災が発生し甚大な被害を受けた。

今後、全国各地で大地震をはじめとする災害に備えることが喫緊の課題として対策が講じられているところである。

社会資本整備総合交付金・防災・安全交付金の基幹事業として、建物所有者が実施する住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等について、地方公共団体と連携し財政的支援を行うとされている。また、耐震対策緊急促進事業（平成30年度末まで）の時限の補助金として、平成29年度予算が120億円計上されている

（２）事業継続計画（ＢＣＰ）の策定の促進等【一部実現】

多発する災害や第４次産業改革によって急速な加速度で進化し続けるＩＴ分野において、情報セキュリティへの対策は重要な課題として、取組みが求められている。対策の一環としてＢＣＰの策定が進められているが、中小・小規模事業者におけるＢＣＰ策定は遅れているのが現状である。

地域経済を支える中小・小規模事業者によるＢＣＰ策定のため、各自治体における支援や助成が講じられている。

Ⅱ. 地域を支える中小企業の生産性の向上

1. 中小企業に対する金融政策の拡充

【要望事項】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

- (1) 中小企業の多様なニーズに沿った各種金融支援策を拡充・継続すること。特に、英国のEU離脱決定等による急激な円高や熊本地震で影響を受けた中小・小規模事業者に対する資金繰り支援や、生産性向上のための設備投資、新たな活力を生み出す創業資金支援等の資金需要に引き続き万全の措置を講じること。
- (2) 中小・小規模事業者の経営改善計画策定を支援するなど、金融機関によるコンサルティング機能をより一層発揮することで中小企業金融円滑化法期限後の出口戦略を継続すること。また、自治体の損失補償付制度融資等における求償権放棄に向けた働きかけを行い、中小企業の円滑な再生に向けた取組みを継続すること。
- (3) 商工中金の組合組織金融としての役割及び危機対応時における機能が一層発揮されるよう、十分な措置を講じること。
- (4) 日本政策金融公庫の公的金融機関としての役割が引き続き的確に発揮されるよう、十分な措置を講じること。
- (5) 中小・小規模事業者の経営安定化を図るセーフティネット保証を拡充するとともに信用保証協会の基金補助金を十分確保すること。
- (6) 協同組織金融機関である信用協同組合等の地域金融機能を今後とも堅持すること。
- (7) 高度化融資制度の活用拡大を図るべく、都道府県の財政負担のない中小企業基盤整備機構自らが融資する制度を創設すること。高度化融資における個人保証については、「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、弾力的に運用すること。借換えや防災資金等に対する新たな制度を創設するとともに、商店街組合の参加率等の条件緩和などの制度拡充を行うこと。さらに、組合員倒産・廃業時等の特例措置を講じること。
- (8) マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）の一層の拡充を行うこと。
- (9) 中小企業倒産防止共済金の貸付を受けた者に対する貸付時の共済金額の10分の1控除を廃止し、共済加入者の負担を軽減すること。また、共済加入後6カ月未満の貸付制限を見直し、突発的な取引先の倒産にも万全なサポートを行う制度とすること。

2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

- (1) 「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、不動産担保や人的保証に過度に依存しない融資慣行をより一層推進するよう、引き続き各金融機関に対して、本ガイドラインに沿った融資の促進を図ること。
- (2) 経営革新等支援機関と国、自治体、専門家との連携体制を維持、強化し、中小企業の設備投資及び新事業展開等のための新たな資金ニーズの対応について万全を期すこと。
- (3) 信用保証協会について、審査の弾力化、審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡

略化、各種保証制度のPRの充実等を図ること。中小企業経営者が従業員への事業承継を行う場合、事業承継に必要な承継者個人による自社株買取資金についても信用保証協会の保証対象とすること。

- (4) 地域金融機関が中小・小規模事業者の事業価値を見極める「目利き能力」を高めることで事業性を評価する融資を推進し、地域密着型金融への取組みを積極的に展開すること。

【経 過】

1. 中小企業の資金調達の円滑化

(1) 各種金融支援策の継続・拡充【実現】

平成29年度予算が3月27日に成立した。経済産業省関係予算としては、1,116億円の中小企業対策費が計上されている。被災地向けの資金繰り支援や事業再生支援には、補正予算と合わせて692億円が計上されている。また、創業・事業承継支援事業費として11億円の新規措置が盛り込まれている。

(2) 中小企業金融円滑化法後の出口戦略の継続【実現】

平成28年9月末時点で、金融機関における中小企業向け貸付条件の変更申込件数に対する実行割合は95.2%と、法律の期限切れ後も変化はあらわれていない。

平成28年12月に、中小企業政策審議会の金融ワーキンググループで信用補完制度の確立に向けて報告書がとりまとめられ、平成29年2月28日に中小企業信用保険法等の改正案が閣議決定された。報告書では、金融機関が事業を評価した融資を行い、その後も適切に期中管理・経営支援を実施し、経営者とコミュニケーションを図りながら課題解決等を進め、事業の発展を促していくことが重要である、としている。また、信用保証協会の業務のあり方において、事業再生の促進のために柔軟に求償権放棄等に応じることが必要と明記された。今後、信用保証協会制度と連携している地方自治体の損失補償付制度融資における進展が期待できる。

(3) 商工中金の役割・機能の強化【実現】

引き続き平成29年度予算として、グローバルニッチトップを目指す中小・中堅企業、地域の中核となる中小・中堅企業、地域資源を活用する企業連携体・組合に対し、長期資金（一括返済・成功利払い）を供給し、海外展開、新事業展開、経営改善・再編等を支援するための措置が盛り込まれた。

(4) 日本政策金融公庫の公的金融機関としての機能の維持・強化【実現】

平成29年度予算において、金利引き下げ分について財政措置を行うことで、新たな事業の展開など、政策上の後押しが必要な分野における中小企業・小規模事業者の資金繰りの円滑化を図る措置や、新事業への取組や企業再生等の局面にある中小企業・小規模事業者に対し、資本性資金（一括返済・成功利払い）を供給することで民間金融機関からの借入れを支援する措置が盛り込まれた。

(5) セーフティネット保証の要件の維持・拡充【一部実現】

平成28年12月に、中小企業政策審議会の金融ワーキンググループで示された方向性では、大規模な経済危機等の事態に際して、迅速に発動できる新たなセーフティネ

ット制度が整備されることが盛り込まれた。また、既存のセーフティネット保証制度についても、不況業種としての5号を除いて100%保証が維持される。5号は保証割合が80%へ引き下げられるものの、別枠として維持されるとともに、小規模事業者向けの資金繰り支援拡充が盛り込まれるなど、信用保証協会全体でのセーフティネット網は維持される見込み。既に、平成29年2月28日に中小企業信用保険法等の改正案が閣議決定され、同日、今通常国会に提出された。

平成29年度予算において、基金補助金は前年度に引き続いて確保することができなかったが、経営支援強化促進補助金が増額で盛り込まれた。

(6) 信用組合に対する支援強化【実現】

平成29年度税制改正において、協同組合等が保有する連合会等への普通出資に係る配当について、100分の50が益金不算入になるなど、経営体質強化を支援する措置が盛り込まれた。

(7) 高度化融資制度の活用拡大【未実現】

中小企業基盤整備機構自らが卸商業団地及び都道府県等に融資する形での高度化融資制度等は実現していない。

(8) 小規模事業者経営改善資金融資制度の充実・強化【実現】

平成29年度予算において、前年度比+2.5億円の42.5億円が計上されている。

(9) 倒産防止共済の貸付制度の見直し【未実現】

貸付時に共済金額の10分の1を控除する制度の見直し等には至っていない。

2. 成長戦略を実現するための金融支援の実施

(1) 経営者保証ガイドラインの周知徹底と個人保証に過度に依存しない融資慣行の普及【実現】

政府系金融機関における「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合」は、平成27年度通期の件数ベースで24%、金額ベースで32%に対し、平成28年度上期は件数ベースで33%、金額ベースで51%と、増加傾向にある。また、民間金融機関においても、平成28年度上期は件数ベースで14%と、平成27年度通期と比べて2ポイント増加している。平成29年度予算では、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業として、経営者保証ガイドラインの周知・普及を図るための事業が平成28年度に引き続き盛り込まれている。

(2) 経営革新等支援機関と国、自治体、専門家が連携した新たな資金ニーズへの対応【実現】

現在、中小企業政策審議会の中小企業経営支援分科会において、経営革新等支援機関やよろず支援拠点等の在り方について検討が進められており、より効率的で効果的な体制の整備が進められる予定となっている。

(3) 信用保証協会の審査の弾力化、迅速な手続き、各種保証制度のPRの充実等【実現】

平成28年12月に、中小企業政策審議会の金融ワーキンググループで示された方向性では、保証協会におけるシステム・事務手続の簡素化等の業務の効率化を進めるこ

との重要性が示された。また、事業承継において、後継者が承継に当たって株式取得等に必要となる資金を円滑に調達できるよう、保証メニューを充実させることが盛り込まれた。既に、平成 29 年 2 月 28 日に中小企業信用保険法等の改正案が閣議決定されている。

（４）地域密着型金融の推進【実現】

平成 28 年 9 月に金融庁は「金融仲介機能のベンチマークについて」を公表し、現在、取組みが着実に進められている。金融機関が、取引先企業の事業の実態をよく理解し、融資やコンサルティングに取り組むことにより、そのニーズや課題に適切に応えていくことを目的としており、今後のよりきめ細かい対応が期待できる。

2. 中小企業の生産性の向上を図る税制の拡充

【要望事項】

1. 中小企業の生産性向上に資する税制の強化

- (1) 中小企業投資促進税制の即時償却や固定資産税の軽減措置等の対象設備に、介護支援ロボットや省エネルギー設備等の器具備品、建物附属設備を加えるなど中小企業の生産性向上・経営力の強化を図るための投資促進税制を拡充すること。
- (2) 中小企業の賃上げを促進する所得拡大促進税制について、社会保険料も税額控除の対象に加えるとともに、税額控除の引上げを行うこと。
- (3) 中小法人及び協同組合の法人税の軽減税率（年間 800 万円以下の所得金額に 15%）の適用期限を 2 年間延長すること。
- (4) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は絶対に行わないこと。法人事業税の課税の更なる拡大は行わないこと。
- (5) 中堅・中小企業の高付加価値化を図るための研究開発税制を継続・拡充すること。
- (6) 地域経済を牽引する中核企業等に対する設備投資支援税制等を抜本的に強化すること。
- (7) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の恒久化を図るなど商業やサービス業の投資を促進する税制を拡充すること。
- (8) 減価償却制度の定率法を廃止せず、定額法への統一は行わないこと。
- (9) 前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税と事業所税は廃止すること。
- (10) 地球温暖化対策税の使途拡大及び森林吸収源対策等の新税導入を行わないこと。
- (11) 留保金課税の中小企業への拡大は行わないこと。
- (12) 中小企業の欠損金の繰越控除の利用を制限しないこと。
- (13) 個人事業税の事業主控除額（290 万円）の引上げと、65 万円の青色申告控除の拡充を図ること。
- (14) 退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定を見直すこと。
- (15) 役員給与は原則、全額損金算入とし、役員給与における多様な業績連動報酬等の導入を促進すること。
- (16) 創業後 5 年間の法人税及び登録免許税等の減免など創業時の中小企業の税制上の負担軽減措置を拡充すること。
- (17) 印紙税を早急に廃止すること。
- (18) 生産・製造工程などで使用する軽油に対する軽油引取税の免税措置を恒久化すること。
- (19) ガソリン税の特例税率は廃止すること。
- (20) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を、現行の 5 年から 3 年に短縮すること。
- (21) 指定寄付金の範囲及び損金算入限度額をさらに拡大すること。
- (22) 車体課税は、抜本的に整理し軽減すること。

(23) 中小法人の交際費について、800 万円まで損金算入できる時限措置を恒久化すること。

(24) 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）における、対象設備の範囲を拡充すること。

(25) 信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の適用期限を延長すること。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 取引相場のない株式評価方法については、中小企業の実態を適切に反映した評価となるよう、見直しを行うこと。

(2) 事業承継税制の雇用要件の改善、非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合の 80% から 100% への引上げ、生前贈与を促す措置など事業承継税制の大幅な拡充を図ること。

(3) 個人事業者等の事業用資産に係る承継時の負担軽減を図る特例措置を講じること。

3. 消費税対策の継続・強化

(1) 消費税の再引上げの延期を受けて、複数税率の導入は見直すこと。適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）の導入は、検証に十分な時間を設けて、廃止を含め慎重に検討すること。

(2) 消費税の適正かつ円滑な価格転嫁を図るための監視を引き続き徹底すること。

(3) 消費税の外税表示は、事業者が選択できるよう、恒久化すること。

(4) 外国人旅行者向け消費税免税制度について、中小企業の利用促進を図るための電子情報化等の手続の一層の簡素化を図ること。

(5) 個別消費税（ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税）や印紙税に係る消費税の上乗せ課税は早期に解消すること。

4. 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減

(1) 商業地における空き店舗を活用した所有者に対する固定資産税・都市計画税の減免措置を講じること。

(2) 商業地などの宅地に係る固定資産税の負担調整措置を継続するとともに、地価が下落している場合は固定資産税の評価額に修正を加えることができる特例措置を図ること。

(3) 配偶者控除の改正に当たっては、働きたい意志を尊重し、働いた時間に応じて世帯単位で見た収入が増加するよう、見直すこと。

5. 組合関係税制の強化

(1) 中小企業組合（企業組合、協業組合も含める）の法人税の軽減税率を引下げ、恒久化を図り、適用年間所得を大幅に引き上げること。

(2) 効率的に設備過剰の解消を図るよう、組合が計画した設備廃棄、設備集約化に対する減免措置を講じること。

(3) 企業組合において設立後 5 年間法人税を免除するなどの税制措置を講じること。

(4) 組合員の倒産等により、やむなく団地組合が団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について減免措置を講じること。

- (5) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）については、法人税と同様に一律の軽減税率を適用すること。
- (6) 協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額を貸倒実績率又は法定繰入率を用いて算出した繰入限度額の12%増しとする措置の適用期限を延長すること。
- (7) 地震保険料控除制度に地震火災費用見舞金、地震見舞金を給付する火災共済も対象とすること。
- (8) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置を講じること。
- (9) 集団化組合の共有土地評価替えに伴う減損会計を承認すること。
- (10) 共同施設において、エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等を促進する税制措置を講じること。
- (11) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときは、全額損金算入できるようにすること。
- (12) 中小企業組合の事業活動に必要な寄附金について、被災地の組合を支援する組合及び組合員が出捐する義援金を寄附金控除対象とすること。
- (13) 商品券の未引換分の収益計上の時期の規定の延長など法人税基本通達に定めた規定を見直すこと。

6. 納税環境整備等その他

- (1) マイナンバー制度の導入に伴い、安全管理措置に必要となるセキュリティ対策への支援措置を強化すること。
- (2) 税法上の中小企業の基準の見直しを行う場合には、明確性を維持しつつ実態を踏まえた検討を行い、中小企業基本法の定義と同様に、資本金1億円以下から3億円以下へと拡大すること。

【経 過】

<税制改正>

3月27日、平成29年度与党税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正する法律」が成立した。平成29年度税制改正は、全体的には、配偶者控除の見直しを中心とした個人所得課税改革、研究開発税制の拡充等の法人課税の見直し、国際的な租税回避への効果的な対応に向けた国際課税の見直しが主な内容であった。

そのうち、全国大会では、賃上げ支援のための所得拡大促進税制の拡充、中小企業の設備投資を促進する税制の対象設備の拡大（介護支援ロボットや冷凍陳列棚等の器具備品、建物附属設備）、中小法人及び協同組合の法人税の軽減税率の延長、事業承継税制の雇用要件の緩和と取引相場のない株式の評価方法の見直し、研究開発税制の控除率の引上げ、働き方改革を後押しする配偶者控除の見直しなど、中小企業の事業環境の改善を図る改正事項を決議した。

また、組合関係税制では、協同組合の軽減税率の特例の2年延長、協同組合の貸倒引当金の割増特例の2年延長、協同組合の受取配当の益金不算入の特例措置等が実現した。

なお、平成 29 年度税制改正では、都道府県中央会の地元国会議員に対する要望活動の結果、高度化事業固定資産税の特例措置の廃止、外形標準課税の中小企業への適用拡大については見送られたものの、次の税制改正では、予断を許さない厳しい状況が続くことが予想される。

それぞれの決議項目の状況は以下のとおりである。

1. 中小企業の生産性向上に資する税制の強化

(1) 中小企業の生産性向上・経営力の強化を図るための投資促進税制拡充【実現】

中小企業投資促進税制の上乗せ措置（即時償却等）を改組し、中小企業経営強化税制が創設されることとなった。それに伴い、対象設備に一定の器具備品・建物附属設備が追加された。適用期限は平成 30 年度末まで 2 年間延長された。

また、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき、中小企業等が取得する一定の機械・装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、地域・業種を限定した上で、測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備のうち一定のものが対象に追加された。

(※1)「地域・業種を限定」とは、「最低賃金が全国平均未満の地域にあつては全ての業種、最低賃金が全国平均以上の地域にあつては、労働生産性が全国平均未満の業種」に限定する。

(※2)「測定工具及び検査工具、器具・備品並びに建物附属設備のうち一定のもの」とは、次の①から③までのいずれかに該当するもの。

①次の資産の区分に応じ、それぞれ次に定める販売開始時期であるもの

- イ 測定工具及び検査工具 5 年以内
- ロ 器具・備品 6 年以内
- ハ 建物附属設備 14 年以内

②旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均 1 % 以上向上するもの

③次の資産の区分に応じ、それぞれ次に定める取得価額であるもの

- イ 測定工具及び検査工具並びに器具・備品 それぞれ 1 台又は 1 基の取得価額が 30 万円以上のもの
- ロ 建物附属設備 取得価額が 60 万円以上のもの

(2) 所得拡大促進税制における、税額控除の対象拡大及び引上げ【実現】

2 % 以上賃上げした中小企業については、税額控除が 22 %（現行制度 20 %）に引き上げられた。賃上げに伴う社会保険料負担を上回る控除率が適用された。

(3) 中小法人及び協同組合の法人税の軽減税率の適用期限延長【実現】

適用期限が平成 30 年度末まで 2 年間延長された。

(4) 中小企業への外形標準課税の適用拡大反対【実現】

中小企業への適用拡大は見送られた。

(5) 研究開発税制を中堅・中小企業の高付加価値化のため継続・拡充【実現】

第 4 次産業革命型の「サービス」の開発が支援対象に追加され、投資の増減に応じ

て支援にメリハリを効かせる見直しが行われる。

改正概要は以下のとおり。

①第4次産業革命型「サービス」の開発を支援対象に追加（「試験研究費」の定義の見直し）

②増加型を廃止した上で、総額型に投資増加インセンティブを組み込み、試験研究費の増減率に応じて6～14%の範囲でメリハリがつく仕組みを導入（現行8～10%）。

③中小企業向け支援を強化するため、従来の控除率12%（控除上限25%）を維持した上で、試験研究費が5%超増加した場合に控除率最大17%（控除上限10%）を上乗せする仕組みを導入

④オープンイノベーション型の手続要件を企業実務に合わせて緩和

⑤高水準型の適用期限を2年間延長

なお、上乗せ措置（時限措置）の高水準型については、適用期限が平成30年度末までとなっている。

（6）中核企業等に対する設備投資支援税制等の抜本的に強化【実現】

地域未来投資促進法案（仮称）に基づき、地域の中堅企業等による地域の強みを活かした先進的な事業に必要な設備投資（地域未来投資）に対し、取得価額の40%（建物及びその附属設備並びに構成物については20%）の特別償却とその取得価額の4%の税額控除との選択適用することができる措置（地域未来投資促進税制）が創設される。適用期間は平成30年度末までの2年間となっている。

（7）商業・サービス業・農林水産業活性化税制の恒久化【実現】

恒久化とはならなかったが、適用期間が平成30年度末まで2年間延長された。

（8）減価償却制度の定額法への統一反対【実現】

定額法への統一は見送られた。

（9）固定資産税と事業所税の廃止【未実現】

廃止にはならなかった。

（10）地球温暖化対策税の用途拡大及び森林吸収源対策等の新税導入反対【実現】

用途拡大及び新税導入は行われなかった。しかし、森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとされた。

（11）中小企業への留保金課税の拡大反対【実現】

中小企業への留保金課税の拡大は行われなかった。

（12）中小企業における欠損金の繰越控除の利用制限反対【実現】

利用の制限はなされなかった。

（13）個人事業税の事業主控除額の引上げと、青色申告控除の拡充【未実現】

特段の措置は講じられなかった。

（14）退職給付引当金や賞与引当金等の損金算入規定の見直し【未実現】

特段の見直しは行われなかった。

（15）役員給与の全額損金算入及び、役員給与の業績連動報酬等の導入促進【一部実現】

全額損金算入にはならなかったが、法人の支給する役員給与等について以下の見直

しが行われることとなった。

①算定指標の範囲について、株式の市場価格の状況を示す指標及び売上高の状況を示す指標（利益の状況を示す指標又は株式の市場価格の状況を示す指標と同時に用いられるものに限る。）を加えるとともに、当該事業年度後の事業年度又は将来の所定の時点若しくは期間の指標を用いることができることとする。

②利益の状況を示す指標又は上記①の追加された指標（以下「業績連動標」という。）を基礎として算定される数の市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするものを対象に加える。

③同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与を対象に加える。

(16) 創業後5年間の法人税及び登録免許税等の減免、創業時の中小企業における税制上の負担軽減措置の拡充【未実現】

特段の措置は講じられなかった。

(17) 印紙税の早急な廃止【未実現】

廃止にはならなかった。

(18) 軽油引取税の免税措置の恒久化【未実現】

恒久化にはならなかった。

(19) ガソリン税の特例税率廃止【未実現】

廃止にはならなかった。

(20) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）に係る償却年数の短縮【未実現】

償却年数は短縮されなかった。

(21) 指定寄付金の範囲及び損金算入限度額のさらなる拡大【未実現】

拡大はされなかった。

(22) 車体課税の抜本的見直しと軽減【一部実現】

エコカー減税（自動車取得税・自動車重量税）、グリーン化特例（自動車税・軽自動車税）について、燃費の向上に応じた対象の重点化を図った上で2年間延長されることになった。

また、平成31年税制改正までに、自動車保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討、必要な措置の実施が行われることになった。

(23) 中小法人の交際費における、損金算入に係る時限措置の恒久化【実現】

恒久化にはならなかった。

(24) 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）における、対象設備の範囲拡充

【未実現】

対象設備の範囲は拡充されなかった。

(25) 信用保証協会が受ける抵当権設定登記等の税率軽減の適用期限延長【実現】

適用期限が平成30年度末まで2年間延長された。

2. 事業承継税制の拡充

(1) 中小企業の実態を適切に反映した、取引相場のない株式評価方法の見直し【実現】

中小企業等の実力を適切に反映した評価となるよう見直し（平均で1割程度の評価減）を行うこととなった。

（２）事業承継税制の大幅な拡充【一部実現】

人手不足を踏まえた小規模企業の雇用要件の見直し（従業員5名未満は1名の減少が可）が行われたが、非上場株式等に係る相続税の納税猶予割合については、現行の80%が維持された。

また、早期取組を促すための生前贈与のリスク軽減（認定取消時の納税額を相続税と同額とする）などの税制優遇強化が図られることとなった。

（３）個人事業者等の事業用資産に係る承継時の負担軽減の特例措置【未実現】

個人事業主の事業承継に係る税制上の措置については、既存の事業用の宅地についての特例措置のあり方を含め、引き続き総合的に検討することとなった。

3. 消費税対策の継続・強化

（１）複数税率の導入見直し及び適格請求書等保存方式（「インボイス方式」）の導入反対【未実現】

消費税10%への引上げは、平成31年10月1日施行に延期されたが、適格請求書等保存方式については、平成35年10月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入するとされた。

また、軽減税率制度の実施・運用に当たり混乱が生じないように、政府・与党が一体となって、適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度の実施による簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずるとされた。

（２）消費税の適正かつ円滑な価格転嫁の徹底【実現】

監視を行うための万全な態勢の整備について、国及び都道府県は、国民に対する広報、違反行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとするとしてされた。

（３）消費税の外税表示の恒久化【未実現】

「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が失効する平成33年3月31日までの間、消費税法第63条に規定する総額表示義務の特例として、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、税込価格を表示することを要しないとしているが、恒久化にはならなかった。

なお、平成33年3月31日までの間であっても本特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないと規定している。

（４）外国人旅行者向け消費税免税制度における、電子情報化等の手続の簡素化

【一部実現】

特段の措置は講じられなかった。

なお、コンビニにおけるバーコード決済が進むなど、外国人旅行者の消費税免税サービスへの対応が進化している。TaxfreeシステムやモバイルPOSの導入により、パ

スポーツ情報や販売商品一覧の転記が自動化されるなど、免税の効率化が図られている。また、コンビニでは音声でも多言語対応が実施されるなど、海外で発行されたクレジットカードによる ATM の利用件数が大幅に増えている。

- (5) 個別消費税（ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税）や印紙税に係る消費税の上乗せ課税の早期解消【未実現】
特段の措置は講じられなかった。

4. 地域の活性化に資する中小企業の負担軽減

- (1) 商業地における空き店舗に対する固定資産税・都市計画税の減免【未実現】
減免措置は講じられなかった。
- (2) 商業地などの宅地に係る固定資産税の負担調整措置の継続及び、地価が下落している場合の固定資産税の評価額に修正を加えることができる特例の措置【未実現】
特例措置は講じられなかった。
- (3) 働きたい意志を尊重した配偶者控除の見直し【一部実現】
就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、所得税・個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、配偶者控除の対象者の年収が 103 万円から 150 万円に引上げられる。

5. 組合関係税制の強化

- (1) 中小企業組合（企業組合、協業組合も含める）の法人税の軽減税率を引下げと恒久化及び適用年間所得の大幅引き上げ【未実現】
引下げ、恒久化ともなされなかった。また、適用年間所得の引上げも行われなかった。なお、年間 800 万円以下の所得金額に対する税率が 15% に軽減される租税特別措置については、適用期限が平成 30 年度末まで 2 年間延長された。
- (2) 組合の設備廃棄、設備集約化に対する減免措置【未実現】
減免措置は講じられなかった。
- (3) 企業組合における設立後 5 年間法人税免除などの税制措置【未実現】
免除措置は講じられなかった。
- (4) やむなく団地組合が団地内不動産を一時取得する場合の登録免許税・不動産取得税及び固定資産税の減免措置【未実現】
減免措置は講じられなかった。
- (5) 事業協同組合等に対する法人住民税（均等割）の一律の軽減税率の適用【未実現】
軽減措置は講じられなかった。
- (6) 協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額を貸倒実績率又は法定繰入率を用いて算出した繰入限度額の 12% 増しとする措置の適用期限の延長【実現】
繰入限度額の割増率が 10% に引下げとなったが、適用期限は平成 30 年度末まで 2 年間延長された。

- (7) 地震保険料控除制度の対象拡大【未実現】
対象拡大は行われなかった。
- (8) 共同施設の借入金償還に係る賦課金と減価償却費との差額への非課税措置【未実現】
非課税措置は講じられなかった。
- (9) 集団化組合の共有土地評価替えに伴う減損会計の承認【未実現】
減損会計は承認されなかった。
- (10) 共同施設における、最先端設備への入替え等を促進する税制措置【未実現】
新たな措置は講じられなかった。
- (11) 高度化資金の返済金や高度化資金で建設した施設の修理費等を組合が積立金に繰り入れたときの全額損金算入措置【未実現】
損金算入の措置は講じられなかった。
- (12) 被災地の組合を支援する組合及び組合員の寄附金控除対象の拡大【未実現】
新たな措置は講じられなかった。
- (13) 商品券の未引換分における収益計上時期の規定の見直し【未実現】
規定の見直しは行われなかった。

6. 納税環境整備等その他

- (1) マイナンバー制度の導入に伴う、セキュリティ対策への支援措置の強化【未実現】
支援措置の強化は行われなかった。
- (2) 税法上の中小企業の基準の見直し【未実現】
基準の見直しは行われなかった。

3. 卸売・小売業、物流、サービス業の生産性向上

【要望事項】

1. 卸売業・小売業の生産性の向上

- (1) 卸売業の振興・育成を推進する法律の制定を検討すること。
- (2) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和するとともに、卸団地内の空き店舗に対する支援を創設すること。
- (3) 市街地や商店街等の駐車違反取締り地区における、積み卸し業務可能な駐車スペースの確保や道路に面した空き地の有効活用等、業務に配慮した対策を講じること。

2. サービス業のIT投資等による生産性向上と人材育成

- (1) 情報の共有による新たな一体的なサービスの開発、デザインの高度化やIT・POS等への投資など、人手不足に悩む中小サービス業の生産性の向上を図る指導者など人材の育成を強力に推進すること。
- (2) 観光立国実現のため、組合を含めた官民をあげた組織的なブランド化などを通じて外国人観光客増加を促進する施策を強化すること。観光・集客交流の促進のため、査証発給要件の緩和、国際会議、国際見本市・展示会等の誘致に対して積極的な支援策を拡充すること。
- (3) 医療分野と中小サービス業との連携の取組みへの支援策を講じること。

3. 物流対策の強化

- (1) 流通業・物流業においては労働者（ドライバー）不足が深刻化しており、賃金見直しを含めた待遇改善を図るためにも、適正価格での収受を促す支援措置を強化すること。
- (2) 高速道路料金の負担を軽減する制度を実施すること。

【経過】

1. 卸売業・小売業の生産性の向上

(1) 卸売業の振興・育成を推進する法律の制定の検討【未実現】

卸売業を振興・育成する法律の制定の検討は現時点では行われていない。

(2) 流通業務市街地整備法や都市計画法による業種制限等を緩和、並びに卸団地内の空き店舗に対する支援【一部実現】

流通業務市街地整備法や都市計画法の制限緩和については、現段階では具体的な動きはない。

なお、全国中央会では、卸団地の支援について、中小企業基盤整備機構の助成により造成した基金を活用し、昨年度も卸商業団地組合が行う団地再整備や共同事業機能強化を実施するに当たって必要な調査研究、事業化調査、基本計画・詳細設計策定、システム開発などの費用を助成する「卸商業団地機能向上支援事業」を平成29年度も継続実施することとしている。

(3) 駐車スペースの確保や空き地の有効活用等業務に配慮した施策【未実現】

現時点で特段の動きはない。

2. サービス業のIT投資等による生産性向上と人材育成

(1) 中小サービス業の生産性の向上を図る指導者等の人材の育成【実現】

平成29年度当初予算において、「中小企業・小規模事業者人材対策事業」として、16.7億円が計上され、人材育成並びに発掘・マッチング・定着を推進するための支援を行う。

(2) 外国人観光客増加を促進する施策の強化【実現】

平成29年度当初予算において、「ふるさと名物応援事業」(13.5億円)、「地域・まちなか商業活性化支援事業」(17.8億円)を計上し、ハード・ソフトの両面で支援を行う。また、「地域の魅力発信による地方への誘客」を目的とした「広域観光周遊ルート形成促進事業」(16.12億円)、「観光地域ブランド確立支援事業」(2.05億円)、「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」(2.7億円)を計上するとともに、昨年度に引き続き「MICE誘致」も推進する。

消費税免税とともに、訪日外国人観光客への酒税免税を平成29年度税制改正で実施する。

(3) 医療分野と中小サービス業との連携の取組みへの支援策【一部実現】

特化した施策はないが、「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業」及び中小企業経営強化税制を商業・サービス業にも拡大し一定の器具備品・建物附属設備を追加するなど、税制面からも支援している。

3. 物流対策の強化

(1) 流通業・物流業における適正価格での收受を促す支援措置【一部実現】

政府の「働き方改革」の中で流通業・物流業の働き方(長時間労働)が議論されているが、平成29年3月13日に「上限100時間未満」ということで経団連と連合が合意し、安倍総理に報告を行った。

3月28日には「第10回働き方実現会議」において、「働き方改革実行計画」がまとめられ、運送業については、残業規制の適用が5年間猶予されることとなった。今後、労働基準法改正に向けて審議されることとなる。

これとは別に、国土交通省では、労働力不足への対応や環境負荷低減への取組みを進めるため、昨年10月に改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく計画の策定を支援しており、平成29年2月10日現在、認定された計画は13件になる。

(2) 高速道路料金の負担軽減の実施【実現】

昨年度より割引率は下がったが、ETC2.0の利用者に対する「大口・多頻度割引制度」の最大割引率を30%から40%に拡充する措置が平成30年3月末まで延長された。

なお、重量制限を超過する大型車両が道路の損傷に与える影響は極めて大きいことから、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、悪質な違反者に対し、大口・多頻度割引停止等の停止を含む措置の一部を平成29年4月1日より見直すこととなった。

4. まちづくり・商業集積の強化、商取引の適正化

【要望事項】

1. 機能的なまちづくりの推進、中心市街地の再生支援
 - (1) 「コンパクトで賑わいあるまちづくり」というコンセプトをもとに、改正まちづくり三法の趣旨に沿った機能的なまちづくりの推進と中心市街地の再生を強力に支援すること。特に、地方都市においては、空き地や空き店舗の利用を促進するとともに、地域の歴史や文化にも十分に配慮した支援を行うこと。
 - (2) 大規模集客施設に対する立地規制を緩和する都市計画法の見直しは行わないこと。
 - (3) 大規模集客施設の郊外開発行為に対する厳格かつ適正な対処、大型店のまちづくりのゾーニング条例、商店街活動への協力等の地域貢献条例やガイドラインの制定を促進するとともに、商店街活動等への協力を義務づけるため、地域貢献条例の制定促進、大規模小売店舗立地法の見直しを行うこと。
2. 商店街・共同店舗等の商業集積に対するハード・ソフト支援の拡充
 - (1) 商店街組合が行う身近で快適な商店街づくり、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の環境整備を促進すること。
 - (2) 商店街や共同店舗の持つ地域コミュニティの担い手としての機能をより強化するため、中小事業者等が行う買物弱者に対する生活利便性の提供等の社会的機能を補完する取組み、及び人材育成支援のための「にぎわい補助金」を再創設すること。
 - (3) 起業、創業・第二創業に対する支援等を強化するため、商店街や共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対して助成を行うこと。
 - (4) 商店街や共同店舗等における外国人旅行者向け消費税免税店の拡大とその申請の簡素化を図ること。
3. 商取引の適正化
 - (1) 大手スーパー・量販店等の取引競争ルールを確立・徹底するなど、小売業における優越的地位の濫用行為を早期に根絶させるとともに、不当廉売、不当表示などの違反行為に対して実効性ある対応を実施すること。
 - (2) インターネット販売の振興に当たっては、消費者保護の観点から商品特性に応じた品質や取引方法における安全・安心確保を図るルールづくりを行うとともに、個人情報保護法・番号利用法（マイナンバー法）が中小企業の経営負担にならないよう、支援策を講じること。
 - (3) 中小企業と大企業間でのビッグデータ等情報の利活用の促進と格差の是正を図ること。

【経過】

1. 機能的なまちづくりの推進、中心市街地の再生支援
 - (1) 改正まちづくり三法の趣旨に沿った機能的なまちづくりの推進と中心市街地の再生を地域の歴史や文化にも十分に配慮した支援【実現】

平成29年度当初予算において、「地域・まちなか商業活性化支援事業」（17.8億円）

が計上され、公共的機能や買い物機能の維持・強化を図る商店街が行う各種サービスの提供に向けた取組みや、商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発、コンパクトシティ化に取り組む「まち」における波及効果の高い商業施設等に対して支援を行う。

(2) 大規模集客施設に対する立地規制を緩和する都市計画法の見直し反対【未実施】

現時点で見直しの動きは見られない。

(3) 地域貢献条例の制定促進、大規模小売店舗立地法の見直し【未実施】

特段の動きはなかった。

2. 商店街・共同店舗等の商業集積に対するハード・ソフト支援の拡充

(1) 商店街組合が行う身近で快適な商店街づくり、地域住民の安心・安全な生活環境を守るための施設・設備等の環境整備の促進【実現】

平成 29 年度当初予算において、「地域・まちなか商業活性化支援事業」(17.8 億円)、「中小企業・小規模事業者人材対策事業」(16.7 億円)が計上された。

(2) 「にぎわい補助金」の再創設【一部実現】

「にぎわい補助金」の再創出は行われなかったが、「地域・まちなか商業活性化支援事業」、「ふるさと名物応援事業」、「小規模事業者対策推進事業」並びに中小企業等経営強化法の活用等を通じて一部対応が可能である。

(3) 起業、創業・第二創業に対する支援等の強化【一部実現】

平成 29 年度当初予算において、「創業・事業承継支援事業」(11.0 億円)が計上された。また、中小企業等経営強化法の活用によって、商業・サービス業も税制面での支援を受けることが可能となった。

(4) 商店街や共同店舗等における外国人旅行者向け消費税免税店の拡大とその申請の簡素化【一部実現】

免税店申請手続等の簡素化は実現しなかったが、平成 28 年度補正予算に「地域未来投資促進事業(商店街・まちなか集客力向上支援事業)」(15.0 億円)、平成 29 年度当初として「地域・まちなか商業活性化支援事業」(17.8 億円)を計上するとともに、中小企業経営強化税制を商業・サービス業にも拡大し、一定の器具備品・建物附属設備を追加するなど、税制面からも支援する。

3. 商取引の適正化

(1) 違反行為への実効性ある対応の実施【一部実現】

公正取引委員会は「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(流通・取引慣ガイドライン)を見直すため、有識者による研究会で報告書にまとめ、平成 28 年 12 月 16 日に公表した。e コマースの発展・拡大等社会情勢が大きく変化している中、「適法・違法性判断基準の更なる明確化」「原則違法となる行為類型の考え方の整理等」等の提言に基づき、「流通・取引慣ガイドライン」の見直しが行われた。

(2) インターネット販売におけるルールづくり、個人情報保護法・番号利用法(マイナンバー法)への支援策【一部実現】

上記（１）の通り、「流通・取引慣行ガイドライン」の見直しが行われた。

消費者庁では、平成 28 年 11 月まで 10 回にわたり「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会」を開催し、12 月 13 日に報告書を取りまとめた。その提言では、業界や業態別ごとに情報提供の方針やガイドライン等を自主的に策定することが望まれる、としている。

なお、IT の利活用については、下記（３）の通りであるが、中小企業・小規模事業者への周知・浸透のための具体的対策は現段階では行われていない。

（３）中小企業と大企業間でのビッグデータ等情報の利活用の促進と格差の是正【一部実現】

政府は、ビッグデータ活用の促進を図る観点から、平成 29 年 2 月 27 日付で、「パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」（匿名加工情報に関する事務局レポート）を公表し、データ加工・売買に際して明確な基準を示した。今後、本基準をベースに具体的な施策等が検討される。

5. 中小製造業等の持続的発展の推進

【要望事項】

1. 中小製造業に対する支援の継続・強化

- (1) 中小・小規模事業者の試作開発、設備投資の増進を図り、経済活性化に資する「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」事業を継続すること。合わせて、過年度実施してきた事業者の効果的な事業推進を図るフォローアップ事業に対する支援を行うこと。
- (2) 技術開発支援の中核となる公設試験研究機関への最新機器導入及び更新に対する支援を強化・拡充すること。
- (3) ものづくり人材の確保と次代を担う若手人材の育成を図る施策を強化すること。
- (4) 中小・小規模事業者がＩｏＴ、ビッグデータ等、革新的技術へ取り組むためのソフトウェア開発等の支援を行うこと。

2. 下請等取引の改善

- (1) 取引上優位な立場の親事業者が下請事業者に対して、一方的に有利な取引条件を強要することのないよう、下請代金支払遅延等防止法等の違反行為に対して一層積極的かつ迅速に対処すること。
- (2) 取引慣行に課題が顕著な事例を踏まえて、業種別ガイドラインを充実させること。

3. 知的財産の係争に対する環境整備を図るなど中小製造業等の知的財産活動に対する支援を拡充すること。

4. 電力の安定かつ安価な供給の実現

- (1) 大企業に比べて製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段に乏しい中小・小規模事業者の経営基盤が強化されるよう、制度運用を図るとともに、再生可能エネルギー発電促進賦課金の上昇を抑制すること。
- (2) 政府は、原子力発電の立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、立地地域の理解と納得を前提に、厳正な審査の実施により厳格に安全確認がなされた原子力発電所については、再稼働を実現し、電気料金の引下げと電力の安定供給を図ること。

5. 省エネ・新エネ支援の拡充

- (1) 省エネ設備の導入、再生可能エネルギー等の活用など徹底した省エネ・新エネ対策を大胆に実施すること。
- (2) 中小企業等に対する省エネルギー設備導入支援を継続し、補助率を引き上げるとともに、中小企業連携枠を設ける等拡充すること。
- (3) 中小企業組合が省エネルギー計画を作成し、この計画に参加する構成員企業を支援する中小企業組合向け省エネルギー補助制度を創設し、自家発電、空調、ＬＥＤ照明等の省エネ設備の導入を加速させること。

6. 環境対応への支援の拡充

- (1) 国・地方公共団体は、中小・小規模事業者におけるリサイクル活動を含め環境配慮型経営の取組みに対する支援策を積極的に講じること。特に、「エコアクション 21」の周知を強化するとともに、認証取得中小・小規模事業者への税制面、自治体の補助

金支援等の優遇制度を創設すること。

- (2) 中小・小規模事業者や組合が取り組む産業廃棄物の処理に対して、処理体制の整備及び支援制度の拡充を推進すること。特に、アスベスト含有廃棄物及びPCB廃棄物については、廃棄物の保管・管理・処理、土壤汚染防止等に係る費用を全額補助するなど財政措置を講じること。
- (3) 土壤汚染対策にかかる調査及び除去等の措置については、中小製造業者等の過度な負担とならない措置とするとともに、技術開発や経済的支援の抜本的拡充を行うこと。
- (4) 化学物質製品製造の中間工程に位置することが多い中小企業に対して、製品含有化学物質情報を伝達する仕組みであるchemSHERPA（ケムシェルパ）の周知普及にさらに努めるとともに、中小企業の導入経費等に対して支援を強化すること。

【経 過】

1. 中小製造業に対する支援の継続・強化

(1) ものづくり等補助金の継続【実現】

平成28年度補正予算により、国際的な経済社会情勢の変化に対応し、強い経済を構築するため、認定支援機関と連携して、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等の支援を目的として、「革新的ものづくり・商業・サービス業開発支援事業」（763.4億円）が実施されている。

(2) 公設試験研究機関への技術開発支援機器の導入支援【実現】

平成28年度第2次補正予算で、「人工知能に関するグローバル研究拠点整備事業」が措置された。産業技術総合研究所において、産学官が集い共創する物理的な場所・施設インフラの整備や医療・介護分野など様々な個別分野データの収集・管理、解析、二次提供を行うデータ基盤の構築及びAI技術を搭載した機器等の施策・実証・評価環境の整備など産学官一体の研究拠点の構築を行う。

(3) ものづくり人材の育成・確保【実現】

若年技能者の技能の向上、技能振興機運の醸成等を図ることを目的とした「若年技能者人材育成支援等事業」が平成25年度から開始されている。本事業では、建設業と製造業が対象で優れた技能と経験を持つ「ものづくりマイスター」が、中小企業や教育訓練機関の若年者に対して実技指導を行い、効果的な技能の継承や後継者の育成を行っている。

(4) I o T等に取り組む中小企業への革新的技術の支援強化【実現】

平成28年度第2次補正予算で、「I o Tを活用した新ビジネス創出推進事業」が措置された。新たなI o Tビジネスに取り組むためには、規制・制度の見直しや、セキュリティの確保、業界横断的なルール形成等が不可欠となっており、こうした制度等の環境を整備し、新たな産業モデルの組成を促進していくとともに、早期のビジネス創出が期待される分野等を中心に、制度等の環境整備に向けた実証を行うとともに、地方におけるI o Tビジネス創出に向けた取組みへの支援等を通じて、新たなビジネスモデルを創出する。

2. 下請等取引の改善

(1) 下請法による規制強化【実現】

平成 27 年 12 月に設置された関係府省等連絡会議において、取引適正化に向けた議論が継続して行われている。平成 27 年 12 月～平成 28 年 3 月にかけては、大企業・中小企業に対する下請取引等の実態調査が行われた。ヒアリングを踏まえて、平成 28 年 9 月には中小企業庁より、未来志向型の取引慣行に向けた「世耕プラン」が公表されている。現在、プランに織り込まれた具体的な政策が着実に実行にされており、平成 28 年 12 月には、①下請代金法の運用基準改正、②下請中小企業振興法の振興基準改正、③下請代金の支払条件改善に係る通達の見直しが行われた。今後、下請代金法の運用基準改正を踏まえた年間 20 万件以上の書面調査、約 1,000 件の立入検査が行われるとともに、全国に 50～60 名程度の取引調査員（下請Gメン）が配置され、4 月から本格運用が行われる予定となっている。

(2) 業種別ガイドラインの充実【実現】

平成 29 年 1 月には、「中小企業・小規模事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック」と「事例集」の改訂が行われた。更に、平成 28 年度中には、各業界から自主行動計画が公表されるとともに、ベストプラクティスを追加した業種別下請ガイドラインの改訂が行われる予定である。4 月以降は、中小企業庁が下請企業ヒアリング等で問題事案を把握した場合には、必要に応じ個社又は業界団体にフィードバックが行われ、自主行動計画の実行の徹底、改訂要請がなされる見込みである。また、業界側では、アンケート調査等で定期的にフォローアップが行われ、PDCAが回される予定となっている。

3. 知的財産の保護と活用支援の強化【実現】

「知的財産推進計画 2016」において、「地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進」が重要課題として位置付けられており、また、「日本再興戦略 2016」においても中小企業の知財戦略の強化を図るとされていることを受けて、知財分野における地域・中小企業支援について、平成 28 年 9 月に「地域知財活性化行動計画」が策定された。計画では、巡回特許庁の取組拡充や、INPTの「近畿統括拠点（仮称）」の設置、テレビ面接審査を可能とする体制・施設整備が盛り込まれている。今後、計画に沿った支援推進が期待できる。

また、平成 29 年度予算においては、JETRO及び都道府県中小企業支援センター等を通じ、中小企業等の外国出願にかかる費用を助成する中小企業等外国出願支援事業が引き続き計上されている。

4. 電力の安定かつ安価な供給の実現

(1) 電力等エネルギーの安定供給等【一部実現】

政府は 2030 年時点の電源構成の 22%～24%を再生可能エネルギーで確保する計画であるが、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の賦課金額は平成 28 年度 1 kWh 当たり 2.25 円であったが、平成 29 年度は 1 kWh 当たり 2.64 円と値上がりし、さら

に中小企業・小規模事業者には負担がかかる結果となった。

今後については、平成 29 年 4 月 1 日から施行される「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（通称：改正 F I T 法）」において、負担抑制に向け、効率的なコスト削減の導入促進が図られる見込みである。法施行後の電力コスト推移について、引き続き検証が必要である。

化石燃料調達力の強化や高効率石炭火力発電の活用などによる発電等コストの抑制は未だ道半ばであり、今後も継続的な要望が必要である。

（２）安全が確認された原発の再稼働【未実現】

現在稼働中の原発は、九州電力川内原発（鹿児島県）の 1，2 号機と四国電力伊方原発（愛媛県）の 3 号機のみとなっている。関西電力高浜原発（福井県）の 3，4 号機については、原子力規制委員会の審査に「適合」となりながら、裁判所の判断で運転が停止したままになっている。関西電力高浜原発（福井県）の 1，2 号機と美浜原発（福井県）3 号機、九州電力玄海原発（佐賀県）3，4 号機については、原子力規制委員会は審査に「適合」としたものの、実際の再稼働スケジュールは未だ決まっていない。

政府は、①原子力発電については、その人材を維持・確保しつつ、安全性の確認された発電所の再稼働を進める、②原子力立地地域への支援については、引き続き、立地地域の実態に即したきめ細やかな取組みを進めるとしている。

5. 省エネ・新エネ支援の拡充

（１）徹底した省エネ・新エネ対策の推進【実現】

政府は、エネルギー政策の再構築に向けて、エネルギー革新戦略の実行、エネルギーセキュリティの強化、エネルギーインフラの充実等に取り組むとしている。具体的には、徹底した省エネを推進し、石油危機後並の大幅なエネルギー効率の改善に取り組むとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大と国民負担の抑制の両立、水素社会の実現を目指す。

平成 29 年度予算では、工場・事業場、住宅、ビルにおける省エネ関連投資を促進することで、エネルギー消費効率の改善を促し、徹底した省エネ推進を図るための「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金」を前年度比+157.6 億円となる 672.6 億円計上している。

「福島沖での浮体式洋上風力発電システムの実証研究事業委託費」や「地熱資源量の把握のための調査事業費補助金」等についても、引き続き平成 29 年度予算として計上されており、新エネルギーの事業化に向けた取組み支援が行われている。

（２）中小・小規模事業者の省エネ設備導入支援【一部実現】

平成 29 年度予算において、中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金が前年度比 2.5 億円増となる 10 億円計上されている。中小事業者等に対し、省エネ・節電診断等を無料で実施するとともに、全国に省エネの相談窓口を設置し、中小企業等による省エネの取組みをきめ細かに支援していく。

平成 27 年度補正予算「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」は、本予算として継続実施されなかった。今後も継続的な要望が必要である。

(3) 中小企業組合向け省エネ補助制度の創設【未実現】

中小企業組合向けの省エネルギー補助制度は平成 29 年度予算に計上されておらず、今後も継続的な要望が必要である。

6. 環境対応への支援の拡充

(1) 環境配慮型経営の取組み支援【一部実現】

エコアクション 21 の認証登録業者数は前年度比 136 事業者増加し、少しずつではあるが、周知が進んでいる状況である。自治体や金融機関による補助金支援等については、未だ拡充の余地があり、今後も継続した要望が必要である。

エコアクション 21 ガイドラインは現行版の策定から 5 年が経過していることから、社会情勢の変化や ISO14001 が平成 27 年度に大幅改訂されたことを踏まえて改訂作業が進められており、来年度に改訂版が公表される予定となっている。

(2) 産業廃棄物処理に対する支援強化【未実現】

廃棄物処理やアスベスト含有物早期撤去に向けた支援の拡充は行われていない。

P C B 廃棄物については、平成 28 年 8 月より P C B 廃棄物特別措置法の改正施行がなされ、P C B 廃棄物処理基本計画についても平成 28 年 7 月に変更されている。改正の趣旨は、処理期限内に処理を終えるための報告徴収・立入検査権限の強化、改善命令や罰則、代執行等である。期限内処理に向けた改正の必要性は首肯できるものの、費用負担能力の乏しい中小・小規模事業者等に対する助成制度の拡充がセットでなされておらず、実現に向けた具体的取組が危惧される状況である。今後も継続的な要望が必要である。

(3) 中小企業の実態を踏まえた土壤汚染対策の実施【未実現】

土壤汚染対策法の前回改正時から 5 年が経過したことを受け、中央環境審議会土壤制度小委員会において、土壤汚染対策の見直しが議論されてきた。そして、平成 28 年 12 月に「今後の土壤汚染対策の在り方について（第一次答申案）」がまとめられた。それを踏まえて、平成 29 年 3 月に「土壤汚染対策法の一部を改正する法律案」が閣議決定された。今後、第 193 回国会に提出される予定である。法律案では、①土壤汚染状況調査の実施対象となる土地拡大、②汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設、③リスクに応じた規制の合理化等が盛り込まれている。

調査対象となる土地の拡大については、中小・小規模事業者の事業継続に大きな影響を与えるとして反対してきたが、法案が審議を通過した場合には、省令にて具体的な基準が定められる予定となっている。

今後、中小・小規模事業者等が現実的な対応ができるように、調査及び除去等の措置に係る技術開発並びに基金の拡充や税制措置などの経済支援を継続的に要望していく必要がある。

(4) c h e m S H E R P A（ケムシェルパ）の周知及び導入支援【一部実現】

平成 28 年度において、「c h e m S H E R P A」の周知・普及を図るためのセミナ

一が全国各地で開催され、各会場で多くの中小企業関係者が参加して、周知が図られた。データ作成支援ツールやマニュアルの拡充も図られ、一部の大手企業は積極的な取組みを開始している。

しかしながら、ケムシエルパの導入が円滑に行われるための中小・小規模事業者の特化した支援制度については、未だ措置されておらず、今後も継続して要望していく必要がある。

6. 中小企業の実態を踏まえた労働・雇用対策の推進

【要望事項】

1. 同一労働・同一賃金の議論の慎重な検討

- (1) 同一労働・同一賃金のガイドラインについては、中小企業の経営実態を踏まえ、慎重に議論の上策定すること。
- (2) 本ガイドライン策定後の関連法案の見直しについては、中小企業にとって過度な負担とならないよう、慎重に審議すること。

2. 地域の中小企業の実態を踏まえた最低賃金の設定

近年、景気や経営の実態とは関係なく高い水準で決定されている目安額並びに地域別最低賃金は、法の原則及び目安制度を基とするとともに、地域の経済情勢、雇用動向、中小企業の生産性の向上の進展状況等を踏まえた上で設定すること。

また、特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止すること。

3. 雇用保険制度の見直し

- (1) 収入超過の状況にある雇用保険積立金の状況を踏まえ、雇用保険料率を引き下げる
- こと。
- (2) 雇用保険制度の安定的な運営のため、国庫負担については本則どおりの原則4分の1に復帰させること。
- (3) 雇用保険二事業については、引き続き関係コストの削減をはじめ、給付内容の見直し、業務全体の改革推進等を行い、抜本的に見直すこと。

4. 中小企業の人材確保・定着支援の強化

- (1) 中小企業における若年労働者の人材確保・定着支援策を強化すること。
- (2) UIJターン等による地方中小企業の人材確保を推進すること。
- (3) 人手不足業界に対する積極的な就労支援策を講じること。
- (4) 高齢者について採用意欲の高い中小企業に対する支援策を強化すること。

5. 中小企業における女性人材の活躍推進に対する諸施策の充実・強化

女性人材の活躍推進を図るため、中小企業に対する諸施策を充実・強化すること。

6. 障害者雇用への中小企業に対する支援策の充実強化

積極的な障害者雇用を行う中小企業等に対して、助成措置や金融・税制での優遇措置等の支援策を強化すること。

7. ワーク・ライフ・バランスの推進

- (1) 中小企業のワーク・ライフ・バランスの推進のため、専門家によるアドバイスや各種助成制度の整備・拡充、税制・金融面での優遇措置など中小企業の実情に応じた支援策を講じること。
- (2) 中小企業が共同で設置する保育施設について助成・支援策を拡充すること。
- (3) 改正次世代育成支援対策推進法令の運用に当たっては、中小企業に対し適正な制度運用を行うため、その周知徹底を図ること。

また、「次世代育成支援対策推進センター」への支援策を強化すること。

【経過】

1. 同一労働・同一賃金の議論の慎重な検討【検討中】

（１）同一労働・同一賃金のガイドライン策定に対する中小企業への配慮

政府は、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、非正規雇用労働者の待遇改善を図るため、同一労働・同一賃金の実現に向けたガイドラインを策定することとしている。

平成 28 年 12 月 20 日に開催された第 5 回働き方改革実現会議では、有期雇用労働者及びパートタイム労働者の基本給、手当及び福利厚生等の考え方を示した同一労働・同一賃金ガイドライン案が提示された。

全国中央会大村会長より、席上、①ガイドラインの背景や趣旨、考え方をわかりやすく 361 万中小企業にしっかり広報すること、②中小企業が就業規則、賃金規程等を見直す準備のため、法改正及びガイドラインの施行までの周知・準備期間を十分に設けること、③個々の中小企業の実情を踏まえた丁寧な対応を行う相談窓口を整備すること等を要望し、非正規雇用の待遇改善を図るためには、我が国の雇用の 7 割を占める中小企業の対応が極めて重要であり、関係法令の改正に向けて、中小企業からの声をしっかり踏まえるよう訴えた。

平成 29 年 3 月 28 日に開催された第 10 回働き方改革実現会議では、働き方改革実行計画が取りまとめられた。実行計画は、10 回の会議において議論された 9 分野での改革の方向性が明示され、平成 29 年度以降関係法令の改正、政策等での取組みがなされる予定である。

（２）同一労働・同一賃金の法制度の整備に対する中小企業への配慮

働き方改革実行計画を受け、同一労働・同一賃金の実現に向け、労働契約法、パートタイム労働法及び労働者派遣法の改正に向けた議論が労働政策審議会でされるが、法制度の内容が中小企業にとって過度な負担とならないよう主張する必要がある。

2. 地域の中小企業の実情を踏まえた最低賃金の設定【要望中】

平成 28 年度の地域別最低賃金引上げ額は、加重平均 25 円と過去最高となり、平成 28 年 10 月 20 日までに全都道府県で発効した。

最低賃金のランク設定及び参考資料の在り方については、平成 27 年度中を目途に取りまとめる予定となっていたが、公労使での検討の結果、慎重に検討を重ねることとし、議論を一時中断した。

平成 28 年 10 月 24 日より「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」）」が再開した。

全員協議会では、主として①目安制度の意義、②ランク区分の在り方、③目安審議の在り方、④参考資料の在り方の 4 つの課題について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、3 月中に報告書を取りまとめる予定となっている。

なお、ランク区分の在り方については、指標の見直し（20 指標→19 指標）を行うこ

とにより、新たな総合指数に基づく 47 都道府県の総合指数の差、分布状況を踏まえ従来の4つのランクとし、総合指数を順番に並べて、指数の差が比較的大きいところに着目し、各ランクにおける総合指数の分散度合いを出来るだけ小さくすることにより、目安ランク案が提示されている。

また、特定最低賃金については、全国的に整備・適用されている地域別最低賃金に屋上屋を架するものであり、早急に廃止することが必要であるが、廃止に向けた法改正等の動きは見られていない。

3. 雇用保険制度の見直し

(1) 雇用保険料率の引下げ【実現】

平成 29 年度の雇用保険料率は、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において、雇用保険積立金の残高等を踏まえた議論を経て、9/1,000 に引き下げられることとなった（失業等給付 6/1,000、二事業 3/1,000）。

雇用保険財政は、雇用情勢が安定的に推移し、平成 27 年度末の積立金残高が 6 兆 4,260 億円となり、必要な水準の目安である弾力倍率 2 を大きく上回っていることから、安定的な運営が維持されうると見込まれる 3 年間に限り、雇用保険料率を 2/1,000 引下げ、労使の負担を軽減することとしている。

また、事業主の負担する保険料を財源とする雇用保険二事業については、雇用情勢の改善等に伴う継続的な収支が改善傾向により、平成 27 年度末の雇用安定資金残高は 1 兆 584 億円となった。弾力倍率が 1.5 倍を上回ることから、平成 29 年度の保険料率については、3/1,000 に引き下げられることとなっている。

平成 28 年 12 月 8 日、労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において、「雇用保険部会報告」がとりまとめられた。12 月 13 日に職業安定分科会にて報告がなされ、了承を得た。「雇用保険法の一部を改正する法律案」は、平成 29 年 1 月 31 日に第 193 回通常国会に提出され、3 月 16 日の衆議院本会議で可決。現在参議院で審議を行っている。

(2) 雇用保険本則どおりの国庫負担への復帰【未実現】

失業等給付に係る国庫負担割合は、平成 19 年度から本体の負担額（雇用保険法の本則 25%）の 55%である 13.75%の暫定措置が続いている。

最近の雇用情勢が着実に改善し、平成 27 年度末の積立金残高等が過去最高水準にあること、平成 28 年 8 月 2 日に閣議決定の「未来への投資を実現する経済対策」を考慮し、国庫負担について、3 年間に限定し、法律上それを明記した上で、本来負担すべき額の 10%（25%→2.5%）に相当する額をやむを得ないとされ、前述の雇用保険法等の一部を改正する法律案に盛り込まれ、現在、参議院で審議を行っている。

なお、衆議院では、雇用政策に対する国の責任を明確にし、安定財源を確保する観点からも、国庫負担は本則どおりの原則 4 分の 1 に復帰させる必要がある。今回の時限的な国庫負担率の引下げについては、平成 31 年度までの 3 年度間に厳に限った措置とするよう附帯決議がなされた。

（３）雇用保険二事業の事業費管理の徹底と見直し【一部実現】

平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「日本再興戦略 2016」においては、マッチング機能の強化を図ることとし、多様な働き手の参画として、女性・高齢者・障害者の活躍推進等が掲げられている。

また、平成 27 年 11 月に一億総活躍総国民会議がとりまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」においては、若者の雇用安定化、仕事と家庭の両立ができる環境づくり、高齢者の多様な就業機会の提供等を進めることとされている。

以上の趣旨を踏まえつつ、平成 29 年度の雇用保険二事業については、①労働者の職業能力の向上、②人材のマッチング機能の充実、③雇用の場の確保・雇用管理の改善の方向性の事業に重点的に予算配分されている。

財政状況は改善の方向にあるものの、未だ厳しい状況に変わりはなく、労働政策審議会雇用保険部会並びに雇用保険二事業懇談会等の会議を通じて、これまでの P D C A サイクルによる目標管理の徹底強化や事業費全体の絞り込みを図るよう引き続き要望していく。

4. 中小企業の人材確保・定着支援の強化【要望中】

（１）中小企業における若年労働者の人材確保・定着支援策の強化

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況が優良な中小企業には、厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定制度が平成 27 年 10 月 1 日に創設された。認定を受けるとキャリアアップ助成金など各種助成措置を活用する際、評価が加算され、日本政策金融公庫による低利融資、公共調達における加点評価されるなどのメリットが受けられる。平成 29 年 1 月 31 日現在で 162 社が認定されている。

平成 29 年度の雇用保険二事業では、若者の確保・定着に課題を抱えており、その課題解決に向けた雇用管理改善に取り組む企業に対するコンサルティング支援（雇用管理上課題の抽出、課題解消に向けた制度提案など）を行う「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業」助成金が計上されている。

（２）U I J ターン等による地方中小企業の人材確保

政府では、平成 29 年度地方創生関連として、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにするために 2,062 億円の関連予算を計上している。

厚生労働省では、U I J ターンなどにより地方で働くことを希望する者を支援するため、地方就職希望者活性化事業を実施している。

ハローワークでは、全国ネットワークを活用した職業相談、職業紹介のほか、大都市圏（東京都や大阪府）のハローワークに地方就職支援コーナーを設置し、専門の相談員による職業相談、職業紹介や情報提供を行っている。

（３）人手不足業界に対する積極的な就労支援

平成 29 年度の雇用保険二事業では、人手不足が生じている分野や雇用が創造される成長分野における人材確保に必要な能力開発の推進や雇用管理改善のため、キャリアアップ助成金や職場定着支援助成金などの助成金を活用し、積極的な就労支援を行う

こととしている。

(4) 高齢者雇用への支援策の強化

中小企業の高齢者雇用については、平成 29 年度の雇用保険二事業において、65 歳以上への定年の引上げ等や高年齢者の雇用環境整備の措置の実施、有期契約の高年齢者の無期雇用を実施する事業主に対して助成を行う 65 歳超雇用推進助成金が新たに 26 億円計上されることとなった。

5. 中小企業における女性人材の活躍推進に対する諸施策の充実強化【一部実現】

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律では、従業員 301 人以上の企業に対し、採用者に占める女性の割合、男女の勤続年数の差、労働時間の状況、管理職に占める女性の割合などの数値を示して現状を把握、課題を分析し、改善のための数値目標や取組み内容を行動計画に明記するという公表義務が課され、平成 29 年 1 月 31 日時点における公表件数は 2,276 件である（300 人以下の企業に関しては、公表は努力義務）。

女性社員が、出産・育児等を理由に退職することなく、能力を高めつつ働き続けられる職場環境としていくために、自社における女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、課題解決に相応しい数値目標及び取組み目標を盛り込んだ計画を策定・公表した取組みを行った結果、目標を達成した企業に対して助成する「女性活躍加速化助成金」が平成 29 年度も予算化されている。

なお、中小企業における女性人材の活躍推進に対する諸施策の充実・強化については、引き続き要望していくこととしている。

6. 障害者雇用への中小企業支援策等の充実【一部実現】

平成 30 年 4 月より法定雇用率の算定基礎に精神障害者が追加されることに伴う法定雇用率の見直しに向けて、精神障害者・発達障害者等に対する就労支援が強化されることとなった。

また、障害者及び企業への職場定着支援を強化するため、障害者就業・生活支援センターの体制を拡充し、地域就労支援力を強化することや障害特性を踏まえた雇用管理・雇用形態の見直しや、柔軟な働き方の工夫、職場適応・定義等のための取組みを行う中小企業をはじめとする事業主へ支援の助成金等が予算化されている。

7. ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 中小企業のワーク・ライフ・バランスの推進【一部実現】

介護休業の分割取得などを含む改正育児・介護休業法について、厚生労働省から事業主団体等を通じた周知等を行い、着実な施行が図られることとなった。

平成 28 年度に引き続き、平成 29 年度も男性の育児休業の取得促進を図ることを目的とする出生時両立助成金が設けられる予定である。

仕事と介護の両立に資する職場環境整備に加え、労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰や介護のための時差出勤制度などを実現した事業主の支援を目的とする介護離職防止支援助成金が平成 28 年度 2 次補正予算として新設された。

（２）共同保育施設への助成・支援【一部実現】

事業所内保育施設設置・運営等について、事業主団体を構成する事業主の全てが中小企業に該当する場合は、中小企業の助成率、助成額が適用される予定である。また、昨年度に引き続き、事業主拠出金を財源とした「企業主導型保育事業」が開始され、運営費の支給期間が 10 年となっているが、定員等の枠組みを拡充するなど中小企業にとって利用しやすい制度とする必要がある。

また、商店街等が設置する保育施設についての助成・支援策については、国等への要望を行っているが実現には至っていない。

（３）改正次世代法の周知徹底並びに「次世代育成支援対策推進センター」への支援策の強化【要望中】

次世代育成支援対策推進法が平成 37 年 3 月 31 日まで延長されたことにより、中小企業に対し適正な制度運用を行うための周知・徹底を引き続き要望していくこととしている。

また、「次世代育成支援対策推進センター」を中小企業における子育て支援を推進する地域の拠点として積極的に活用するため、同センターの支援強化と中小企業に対する更なる支援策（税制・金融・入札・助成金）の充実を図るよう要望していくこととしている。

7. 中小企業における職業能力開発の推進

【要望事項】

1. 国による職業訓練機能の充実・強化

中小企業の従業員の能力開発への体系的支援、地域産業を支えるものづくり等の技能者の育成、中小企業の技術・技能継承への支援、技能検定制度等の充実を強力に推進すること。

また、中小企業の従業員の能力開発制度の見直しに当たっては、地方公共団体の活用等、地域の職業訓練ニーズが的確に反映される仕組みとなるような制度とすること。

2. キャリア教育・職業教育の推進

キャリア教育・職業教育に当たっては、学校教育の各課程において一貫した教育を行うキャリア教育・職業教育の推進とともに、専門的職業人材の育成等について関係省庁連携の下、教育機関と中小企業が一体となって推進すること。

また、インターンシップに取り組む中小企業への支援策を強化すること。

3. 外国人技能実習制度の適正な見直し・改善

(1) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案は、外国人技能実習生の対象職種の拡大、実習期間の延長、受入れ人数枠の拡大等を図る法律案であり、早期に成立させ施行すること。

(2) 新たに設立される外国人技能実習機構が行う監理団体に対する許可、実習実施計画の認定、実習実施者の届出等の手続が円滑に行われるよう十分に配慮すること。

【経過】

1. 国による職業訓練機能の充実・強化【一部実現】

第10次職業能力開発基本計画（平成28年度から平成32年度までの5年間）では、人々が能力を高め、その能力を発揮できる全員参加の社会と人材の最適配置を同時に実現することによって、我が国の経済を量の拡大と質の向上の双方の観点から成長させる職業能力開発施策を実施することとされている。

これを踏まえ、働き方改革実現会議、労働政策審議会職業能力開発分科会等において、格差を固定化させない教育（社会人学び直し、職業訓練、給付型奨学金）、労働者の人材育成の充実のあり方等について検討がなされ、子育て中の女性の復職・再就職の問題を改善するリカレント教育や高度IT技術等に関する講座拡充など専門実践教育訓練の強化を図るとともに、自発的な職業能力開発の強力な支援策として、教育訓練給付の給付率と上限額の引上げ、支給要件緩和を実施する方針が示された。

さらに、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、若者の雇用安定・待遇改善が掲げられたことを踏まえ、平成29年秋を目処に、モノづくり分野の人材育成支援として若者の技能検定受検料減免措置を実施することとなった。

また、中小企業の生産性向上のため、オーダーメイド型訓練を開発するほか、職業訓練施設や企業の現場等で中小企業の従業員を訓練する「新たな訓練システム」を構築することとなった。長期職業訓練等においては、有識者を外部講師として招聘するなど民

間のノウハウをさらに活用していく方針としている。

2. キャリア教育・職業教育の推進【一部実現】

政府は、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年度から平成 29 年度）」に基づき、「自立・協働・創造モデルとしての生涯学習社会の構築」を掲げ、この実現に向けた教育の方向性で基本施策を掲げ、取り組んでいる。

また、第 10 次職業能力開発基本計画では、初等中等教育を含む学校段階から多様な職業について理解を深め、就業前段階で適切な職業意識を持つことが、その後の職業人生に重要であることから、学校等関係機関と連携し、児童・生徒等への職場体験等の支援とともに、ものづくり体験や技能講習会、「ものづくりマイスター」による実技指導等の実施を推進することとされた。

さらに、『日本再興戦略』2016』においては、『日本再興戦略』改訂 2015』の考え方を踏襲し、未来を支える人材力を強化するために、起業家体験等を含めたキャリア教育の推進や、専修学校と産業界が連携した教育体制の構築、大学等におけるインターンシップの推進、専門職大学院における高度専門職業人養成機能の充実、働き手のキャリアアップに関する取組等人材力強化に係る取組みを引き続き推進していくこととしている。

全国中央会では、キャリア教育・職業教育のより一層の推進のためには、学校教育の各課程において体系的な教育が不可欠との考え方から、キャリア教育・職業教育がより一層推進されるよう文部科学省、経済産業省、厚生労働省などの関係省庁が連携の下、教育機関と中小企業が一体となった取組みがなされるよう引き続き関係方面に要請していくこととしている。

3. 外国人技能実習制度の適正な見直し・改善

（1）新法の早期成立及び施行【一部実現】

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」は、第 192 回臨時国会において、平成 28 年 11 月 18 日参議院本会議で可決・成立し、11 月 28 日公布された。

本法律では、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を定めるものである。また、外国人技能実習生の対象職種の拡大、実習期間の延長（3 年→5 年）、受入れ人数枠の拡大等が図られることとなっている。

同法に関連する政省令等を公布するに当たり、平成 28 年 12 月 16 日から平成 29 年 1 月 14 日まで原案がパブリックコメントに付された。

全国中央会では、適正に外国人技能実習生共同受入事業を実施する監理団体、実習実施機関にとって過度な規制強化とならないよう、①「技能実習法」の施行期日について、②監理団体の外部役員及び外部監査人について、③優良な実習実施者及び監理団体の基準についての 3 点について意見を提出した。

なお、3月15日現在、政省令等は公布されていない。

（２）外国人技能実習機構による諸手続の円滑化【要望中】

監理団体の許可及び技能実習計画の認定の事務等を行う外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、1月25日設立、2月1日に本部が開設された。4月1日には全国13カ所に地方事務所が開設される予定である。

同機構が行う監理団体に対する許可、実習実施計画の認定、実習実施者の届出等の手続が円滑に行われることが必要である。また、監理団体を通じての外国人実習生の受入が迅速に行われるよう、同機構のこれら手続きも迅速かつ円滑にするため、提出書類の簡素化を求めている。

8. 社会保障制度の見直し

【要望事項】

1. 社会保障制度改革は、我が国財政の健全化を図る上でも重要な課題である。将来にわたって安定的な抜本的制度改革を行うとともに、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないよう十分に配慮すること。
2. 中小企業の維持・発展を阻害することがないよう、健康保険の保険料の安易な引上げは行わないこと。また、全国健康保険協会（協会けんぽ）への国庫補助率を上限である20%まで引き上げるとともに、公費負担の拡充をはじめ高齢者医療制度を抜本的に見直すこと。

【経過】

1. 社会保障制度改革に当たっての中小企業への配慮【要望中】

「経済・財政再生計画」の改革工程表では、平成28年度から平成30年度の3年間を集中改革期間とし、地域医療構想の策定や保険者における医療費適正化に向けた取組みに対するインセンティブ強化など44項目にわたる制度改革が進められることとなっている。

社会保障制度の詳細内容の決定及びその財源措置については、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、事業主の過度な負担とならないよう注視していく必要がある。

2. 健康保険料の安易な引上げ反対と協会けんぽ等の財政安定のための支援【一部実現】

平成29年度の協会けんぽの平均保険料率は、中長期的な加入者の負担増を回避し、安定的な保険財政運営とするため、引き続き10%に据え置かれることとなった。

また、国庫補助率は、健康保険法本則において13.0～20.0%の範囲とされているが、当面の間16.4%のままとなり、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がった場合は、新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する仕組みが維持されている。

なお、旧政府管掌健康保険時の料率からの大幅な上昇を緩和するために導入された激変緩和措置については、長期の計画を踏まえつつ、医療に要する費用の適正化等に係る協会各支部の取組状況を勘案し、前年度の激変緩和率から10分の1.4引上げ、10分の5.8となった。

一方、高齢者医療における後期高齢者支援金については、総報酬割が段階的に導入され、総報酬割部分を平成27年度は2分の1、平成28年度は3分の2に引上げ、平成29年度から全面総報酬割を実施することとされている。